

◆ 第 1 部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

① 外国人の入国

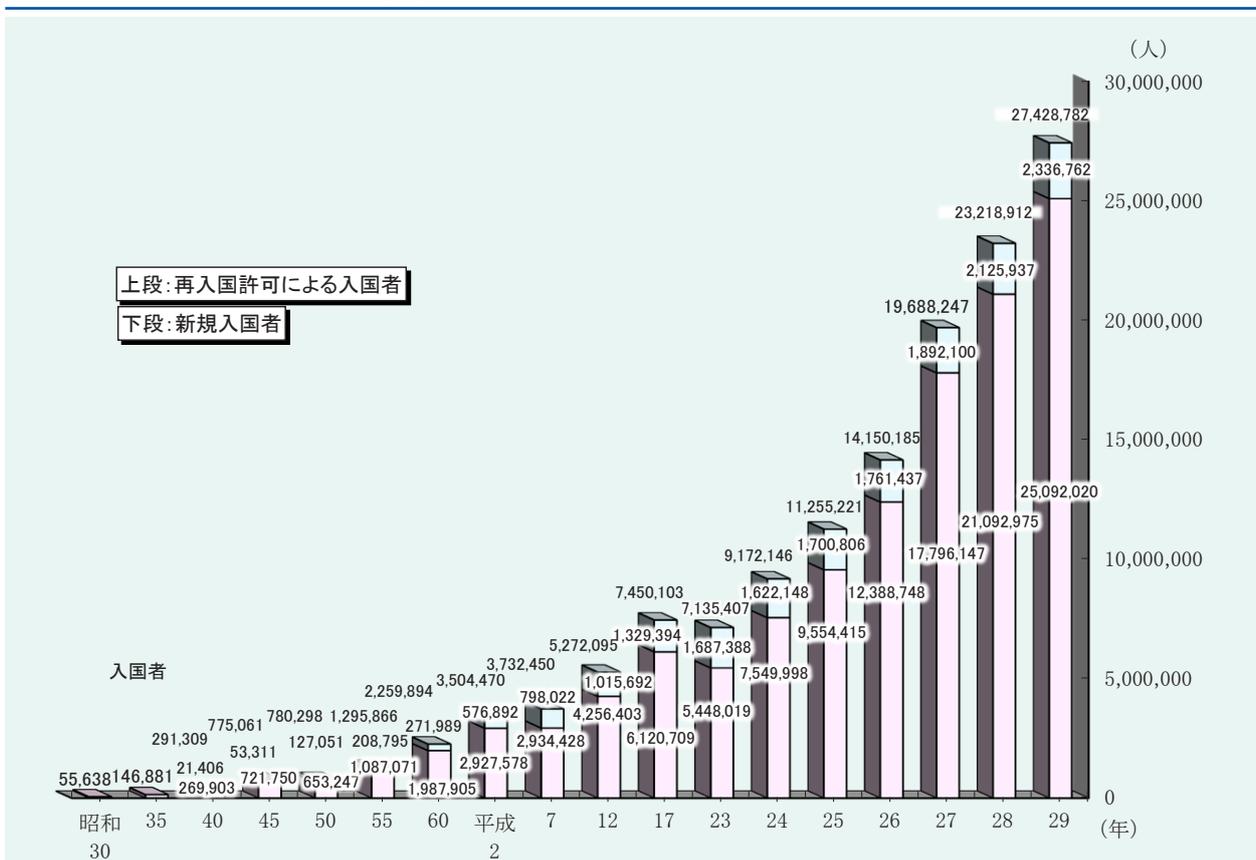
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8,000人と僅かであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第5号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、25年には1,000万人、28年には2,000万人をそれぞれ突破した。平成29年は、28年の2,321万8,912人と比べ420万9,870人（18.1%）増の2,742万8,782人となり、過去最高を記録している。

平成29年における外国人入国者数2,742万8,782人のうち「新規入国者」数は2,509万2,020人で、28年の2,109万2,975人と比べ399万9,045人（19.0%）増加し、「再入国者」数は233万6,762人で、28年の212万5,937人と比べ21万825人（9.9%）増加している。

これは、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる（[図表1](#)）。

図表1 外国人入国者数の推移



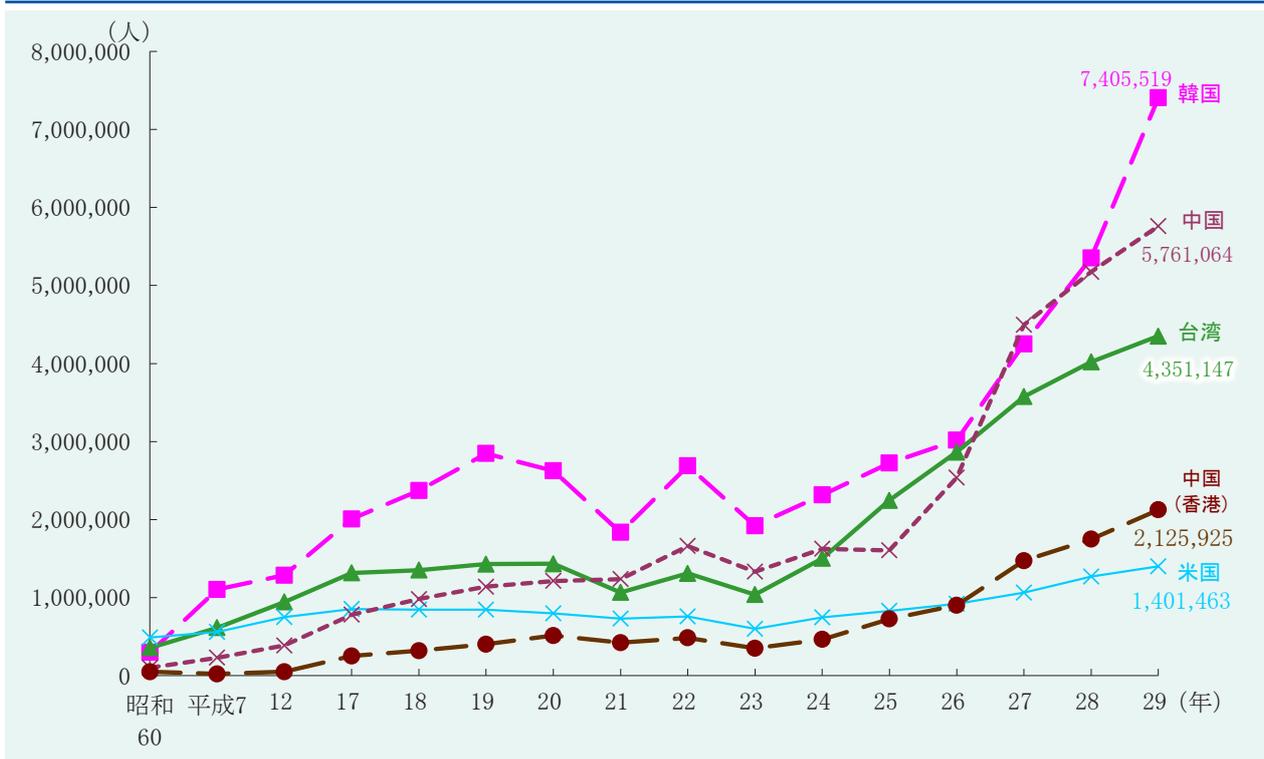
(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成29年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が740万5,519人と最も多く、入国者数全体の27.0%を占めている。以下、中国576万1,064人（21.0%）、台湾435万1,147人（15.9%）、中国（香港）212万5,925人（7.8%）、米国140万1,463人（5.1%）の順となっている^(注)。

このうち、近隣の国・地域である韓国、中国、台湾、中国（香港）の4か国・地域で入国者数全体の71.6%と半数以上を占めている（**図表2**）。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、平成28年と29年で入国者数を比較すると、韓国が205万4,426人（38.4%）増、中国が58万8,119人（11.4%）増、台湾が33万1,268人（8.2%）増、中国（香港）が37万6,768人（21.5%）増、米国が13万940人（10.3%）増と全ての国・地域において増加している。

(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国（香港）を除く政府（例えば、シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 男女別・年齢別

平成29年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性1,260万233人、女性1,482万8,549人であり、男女の比率は、男性が全体の45.9%、女性が54.1%となっており、女性が男性を上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の23.7%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、全ての年代において女性の比率が高いことが特徴的である（図表3）。

図表3 男女別・年齢別外国人入国者数（平成29年）



(4) 目的（在留資格）別

平成29年における新規入国者数は2,509万2,020人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が2,461万7,024人と最も多く、新規入国者数全体の98.1%を占めており、次いで「留学」12万3,232人（0.5%）、「技能実習1号口」12万179人（0.5%）、「興行」3万9,929人（0.2%）の順となっている（図表4）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

| 在留資格 | | (人) | | | | |
|---------------|---|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 9,554,415 | 12,388,748 | 17,796,147 | 21,092,975 | 25,092,020 |
| 外 | 交 | 10,215 | 9,056 | 9,526 | 9,267 | 9,092 |
| 公 | 用 | 26,131 | 23,844 | 25,788 | 28,282 | 29,684 |
| 教 | 授 | 2,662 | 2,709 | 3,140 | 3,172 | 3,166 |
| 芸 | 術 | 315 | 327 | 360 | 387 | 394 |
| 宗 | 教 | 1,291 | 923 | 1,030 | 1,019 | 924 |
| 報 | 道 | 46 | 66 | 81 | 111 | 88 |
| 高度専門職1号イ | | | | 11 | 32 | 16 |
| 高度専門職1号ロ | | | | 107 | 166 | 250 |
| 高度専門職1号ハ | | | | 18 | 31 | 36 |
| 高度専門職2号 | | | | 0 | 0 | 0 |
| 経 営 ・ 管 理 | | 632 | 984 | 1,352 | 2,091 | 1,660 |
| 法 律 ・ 会 計 業 務 | | 0 | 3 | 0 | 4 | 2 |
| 医 療 | | 11 | 27 | 29 | 34 | 63 |
| 研 究 | | 437 | 429 | 356 | 358 | 380 |
| 教 育 | | 2,366 | 2,526 | 3,020 | 3,042 | 2,992 |
| 技術・人文知識・国際業務 | | 10,741 | 14,270 | 17,690 | 20,940 | 25,063 |
| 企 業 内 転 勤 | | 6,245 | 7,209 | 7,202 | 7,652 | 8,665 |
| 介 護 | | | | | | 1 |
| 興 行 | | 37,096 | 35,253 | 37,155 | 39,057 | 39,929 |
| 技 能 | | 2,030 | 2,360 | 6,421 | 6,404 | 3,692 |
| 技能実習1号イ | | 5,585 | 6,377 | 6,680 | 6,665 | 7,492 |
| 技能実習1号ロ | | 61,841 | 76,139 | 90,307 | 99,453 | 120,179 |
| 技能実習2号イ | | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 技能実習2号ロ | | 17 | 15 | 16 | 11 | 9 |
| 技能実習3号イ | | | | | | 0 |
| 技能実習3号ロ | | | | | | 8 |
| 文 化 活 動 | | 2,947 | 3,230 | 3,467 | 3,531 | 3,377 |
| 短 期 滞 在 | | 9,247,673 | 12,052,223 | 17,404,987 | 20,665,390 | 24,617,024 |
| 留 学 | | 70,007 | 82,460 | 99,556 | 108,146 | 123,232 |
| 研 修 | | 16,486 | 16,162 | 15,702 | 15,740 | 16,393 |
| 家 族 滞 在 | | 19,028 | 20,429 | 23,118 | 26,594 | 27,288 |
| 特 定 活 動 | | 10,711 | 10,661 | 14,980 | 18,210 | 22,444 |
| 日本人の配偶者等 | | 9,244 | 9,114 | 9,591 | 10,188 | 9,998 |
| 永住者の配偶者等 | | 1,870 | 2,039 | 2,007 | 1,959 | 2,170 |
| 定 住 者 | | 8,788 | 9,911 | 12,449 | 15,037 | 16,309 |

(注1) 平成27年4月1日から「高度専門職（1号イ、ロ、ハ及び2号）」が新設された。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成25年及び26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

(注4) 平成29年9月1日から在留資格「介護」が新設された。

(注5) 平成29年11月1日から在留資格「技能実習3号（イ及びロ）」が新設された。

ア 「短期滞在」

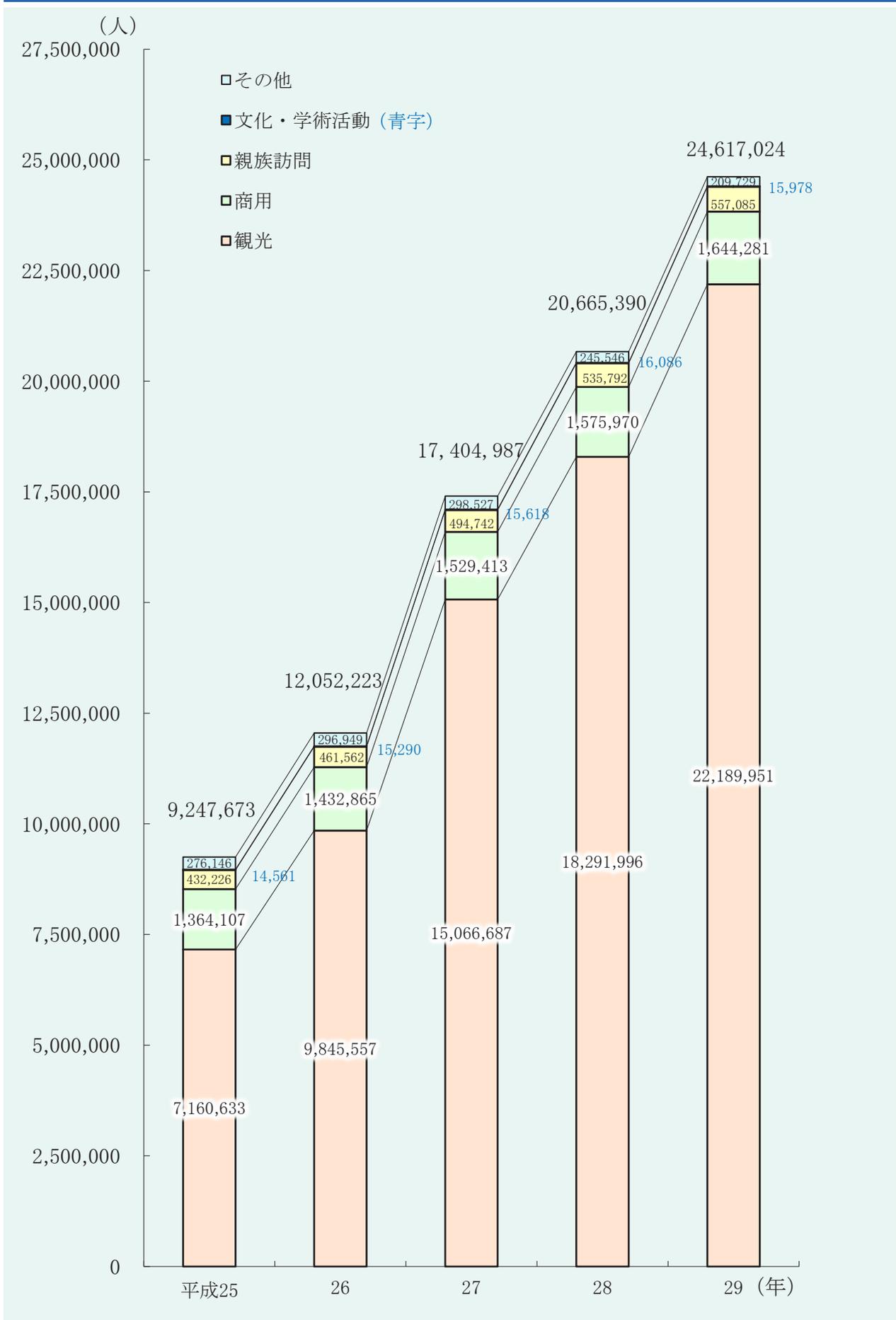
平成29年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は2,218万9,951人で、「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の90.1%を占め、28年の88.5%と比べ、その割合が高くなっていることがうかがえる（[図表5](#)）。これは、平成29年において、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものと思われる。

なお、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、韓国が643万3,729人（29.0%）と最も多く、以下、中国428万6,205人（19.3%）、台湾405万8,971人（18.3%）、中国（香港）206万5,792人（9.3%）、米国90万1,518人（4.1%）の順となっており、これら5つの国籍・地域の観光客で全体の約8割を占めている（[図表6](#)）。

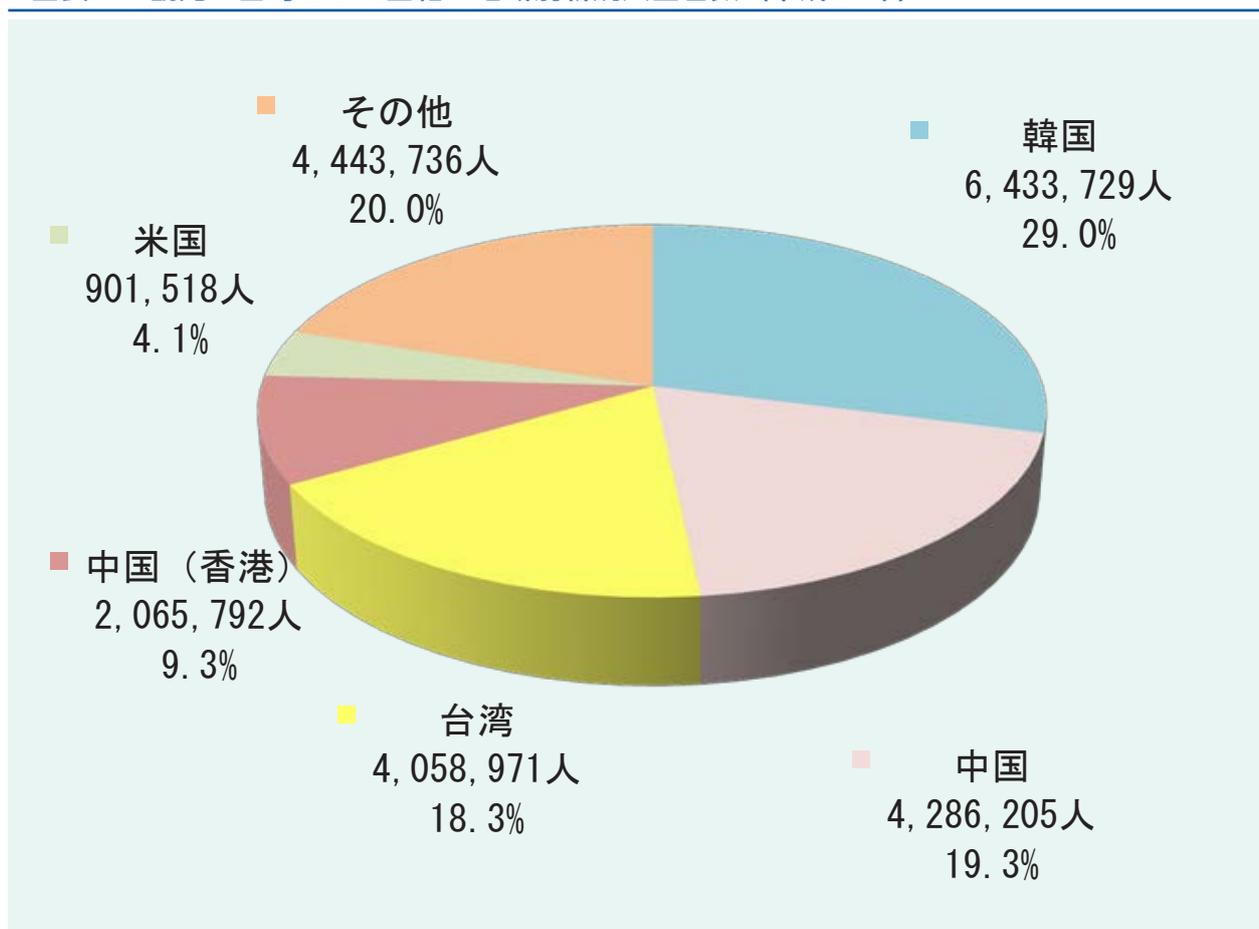


空港上陸審査風景

図表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移



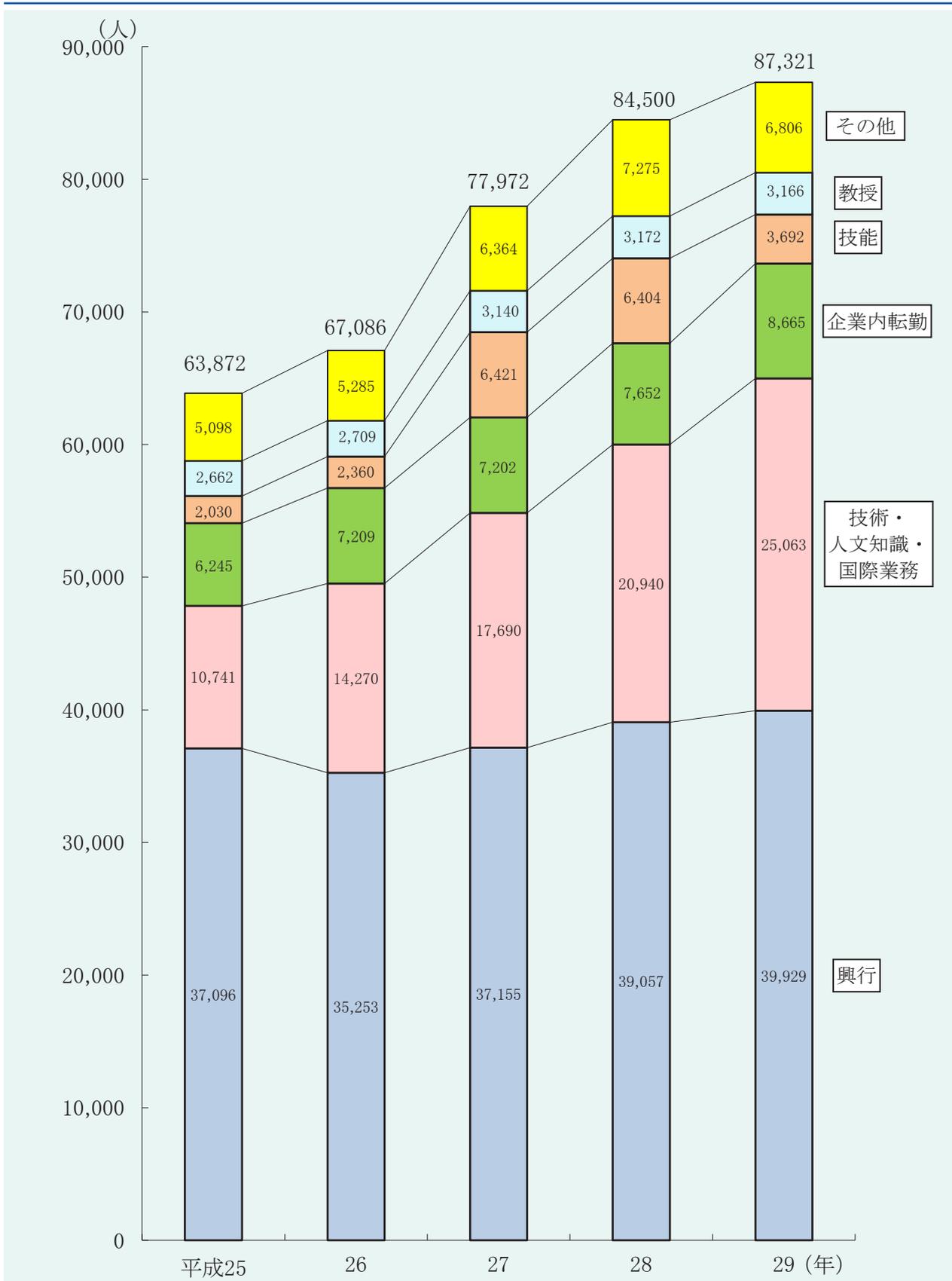
図表6 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成29年）



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成29年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は8万7,321人であり、28年と比べ2,821人（3.3%）増加している（[図表7](#)）。

図表7 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成25年及び26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

平成29年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.3%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編5統計(1)3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成29年における新規入国者数は、「技術・人文知識・国際業務」2万5,063人、「企業内転勤」8,665人の計3万3,728人となっており、28年と比べ、「技術・人文知識・国際業務」は4,123人(19.7%)増加、「企業内転勤」は1,013人(13.2%)増加している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国5,492人(21.9%)、ベトナム4,529人(18.1%)、韓国3,160人(12.6%)、インド1,918人(7.7%)の順となっており、これら4か国で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数全体の60.2%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国2,665人(30.8%)、フィリピン1,081人(12.5%)、韓国713人(8.2%)、インド681人(7.9%)の順となっている。

b 「興行」(資料編5統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成29年は28年と比べ872人(2.2%)増加の3万9,929人となっており、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

平成29年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国7,116人(17.8%)、米国6,306人(15.8%)、フィリピン4,259人(10.7%)、英国3,192人(8.0%)の順となっている。

c 「技能」(資料編5統計(1)6-1)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成29年は28年と比べ2,712人(42.3%)減少の3,692人となった。

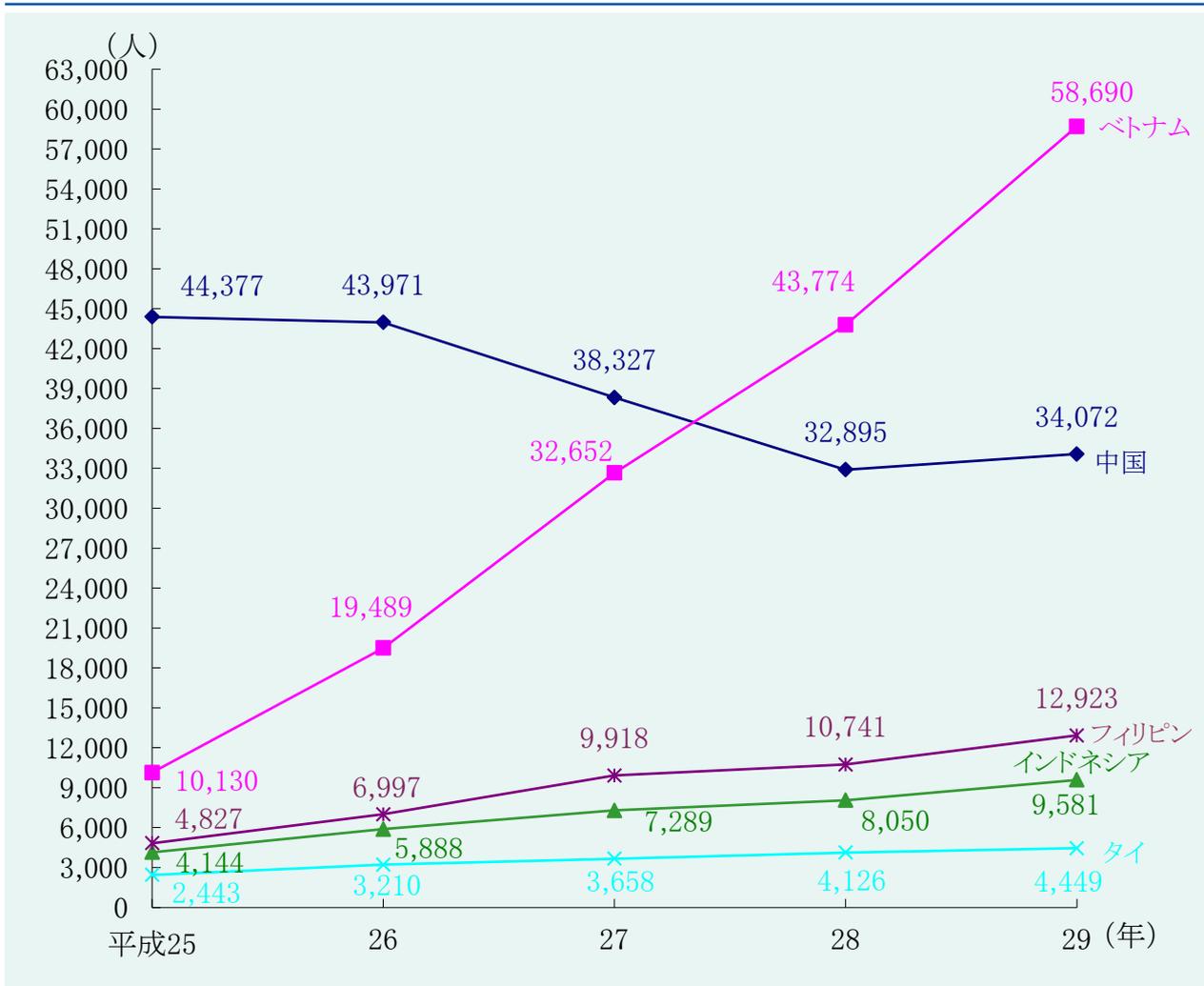
平成29年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国770人(20.9%)、ネパール738人(20.0%)、インド486人(13.2%)、タイ161人(4.4%)の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の58.4%を占めている。

ウ 「技能実習1号」(資料編5統計(1)7-1)

平成29年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は12万7,671人であり、28年と比べ2万1,553人(20.3%)増加している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが5万8,690人で全体の46.0%を占め、以下、中国3万4,072人(26.7%)、フィリピン1万2,923人(10.1%)、インドネシア9,581人(7.5%)、タイ4,449人(3.5%)の順となっている(図表8)。

図表8 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

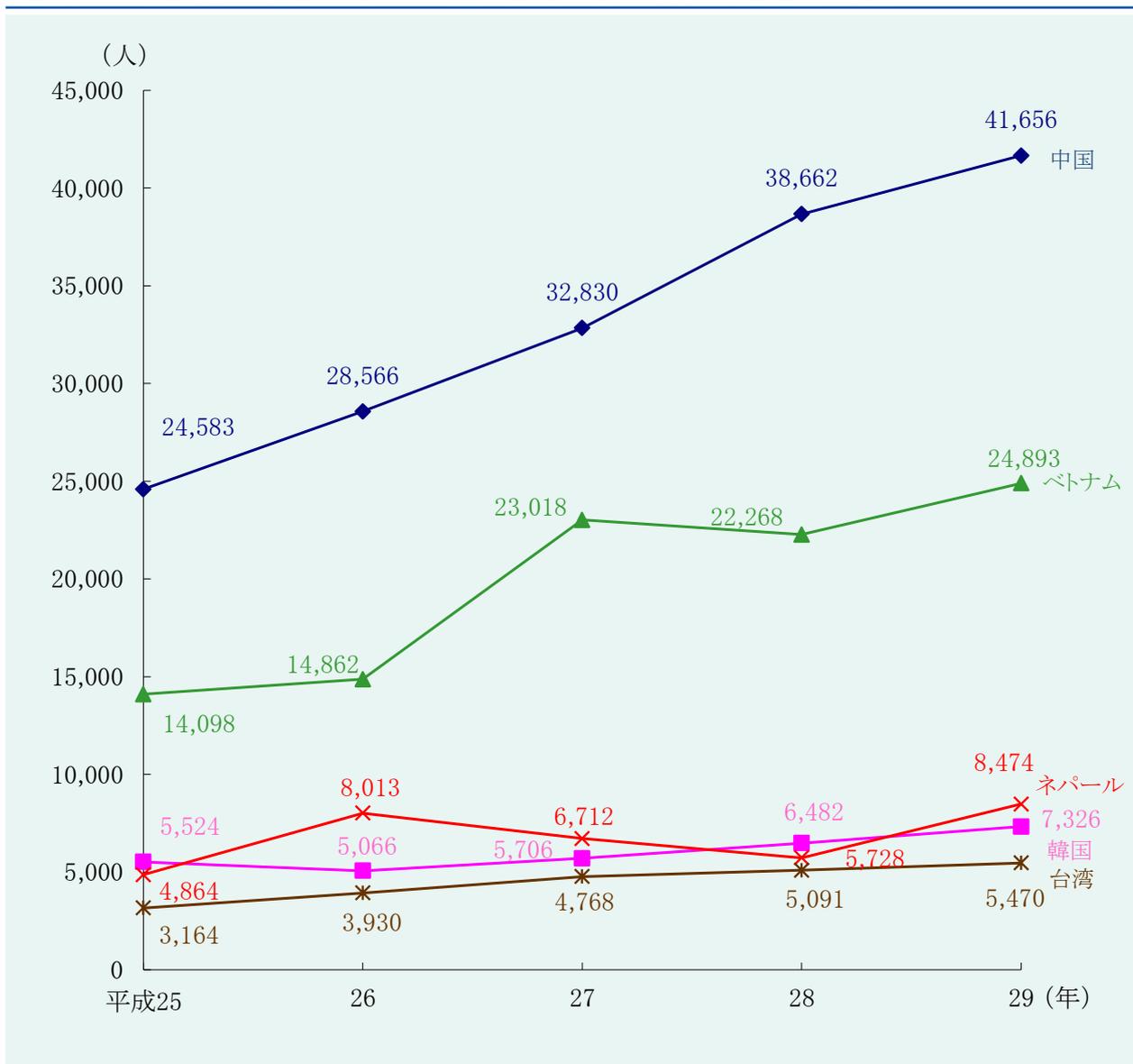


エ 「留学」(資料編5統計(1)9-1)

平成29年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、28年と比べ1万5,086人(13.9%)増加の12万3,232人となっており、上位5か国・地域をアジアからの学生が占めている(71.3%)。

国籍・地域別に見ると、中国が4万1,656人で全体の33.8%を占め、以下、ベトナム2万4,893人(20.2%)、ネパール8,474人(6.9%)、韓国7,326人(5.9%)、台湾5,470人(4.4%)となっている(図表9)。

図表9 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編5統計（1）13-1, 14-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は，外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第7条第1項第2号））。

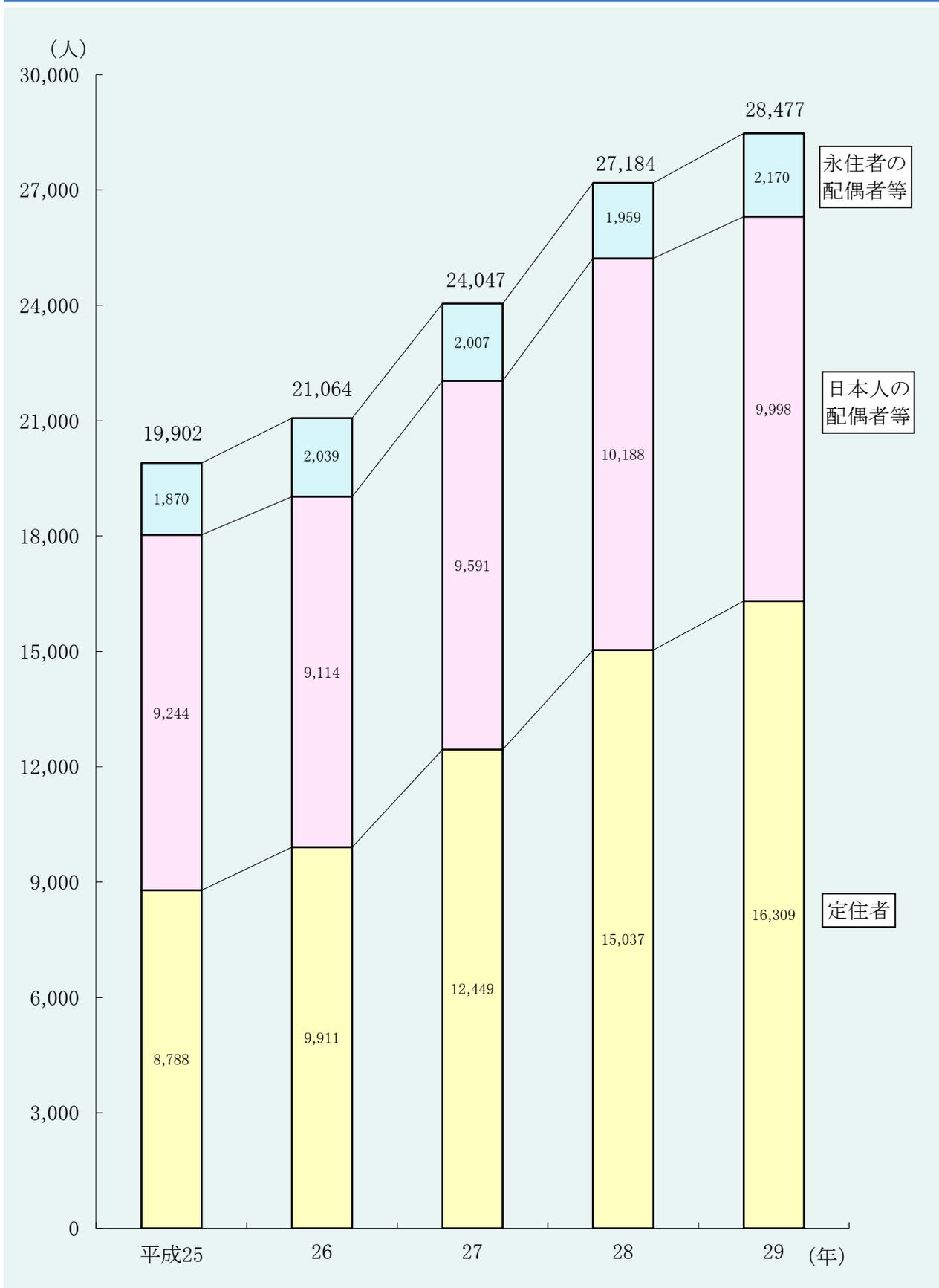
平成29年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は9,998人，「永住者の配偶者等」の在留資格は2,170人となっており，28年と比べ「日本人の配偶者等」は190人（1.9%）減少し，「永住者の配偶者等」は211人（10.8%）増加している。

平成29年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万6,309人で28年と比べ1,272人（8.5%）増加している（図表10）。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が2,216人（22.2%）と最も多く，以下，ブラジル2,134人（21.3%），フィリピン1,938人（19.4%）となっている。

また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが9,891人（60.6%）と最も多く，以下，フィリピン2,534人（15.5%），中国1,950人（12.0%）となっている。

図表10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



② 特例上陸

平成29年における特例上陸の許可をした件数は550万2,177件であり、28年と比べ75万2,253件（15.8%）増加している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は303万4,126件、船舶観光上陸許可を受けた件数は244万9,299件であり、両方を合わせると特例上陸の許可をした件数全体の99.7%と大部分を占めている（[図表11](#)）。

図表11 特例上陸許可件数の推移

| | | (件) | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区分 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 2,165,112 | 2,452,119 | 3,527,959 | 4,749,924 | 5,502,177 |
| 寄 | 港 地 上 陸 | 76,378 | 257,873 | 15,944 | 16,694 | 13,217 |
| 船 | 舶 観 光 上 陸 | | | 1,071,724 | 1,936,469 | 2,449,299 |
| 通 | 過 上 陸 | 2,571 | 3,372 | 5,150 | 5,871 | 4,979 |
| 乗 | 員 上 陸 | 2,085,701 | 2,190,439 | 2,434,617 | 2,790,348 | 3,034,126 |
| 緊 | 急 上 陸 | 318 | 360 | 434 | 473 | 464 |
| 遭 | 難 上 陸 | 142 | 74 | 86 | 68 | 90 |
| 一 | 時 庇 護 上 陸 | 2 | 1 | 4 | 1 | 2 |

(注) 平成27年1月1日から、船舶観光上陸許可が新設された。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成29年における寄港地上陸の許可をした件数は1万3,217件であり、28年と比べ3,477件（20.8%）減少している。

(2) 船舶観光上陸の許可

平成29年における船舶観光上陸の許可をした件数は244万9,299件であり、28年と比べ51万2,830件（26.5%）増加している。

なお、船舶観光上陸の許可制度は平成27年1月から運用を開始している。

(3) 通過上陸の許可

平成29年における通過上陸の許可をした件数は4,979件であり、28年と比べ892件（15.2%）減少している。

(4) 乗員上陸の許可

平成29年における乗員上陸の許可をした件数は303万4,126件であり、28年と比べ24万3,778件（8.7%）増加している。

(5) 緊急上陸の許可

平成29年における緊急上陸の許可をした件数は464件であり、28年と比べ9件（1.9%）減少している。

(6) 遭難による上陸の許可

平成29年における遭難による上陸の許可をした件数は90件であり、28年と比べ22件(32.4%)増加している。

(7) 一時庇護のための上陸の許可

平成29年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は2件であり、28年と比べ1件(100.0%)増加している。

③ 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成29年では2,477万368人となっており、28年と比べ396万1,841人(19.0%)増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は2,376万799人で、全体の95.9%と大部分を占め、更に、3か月以内の出国者数で見ると2,457万278人と、全体の99.2%に及んでいる(図表12)。

図表12 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

| | | (人) | | | | |
|------|-----------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 年 | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 滞在期間 | 滞 在 数 | | | | | |
| | 総 数 | 9,395,836 | 12,148,890 | 17,506,732 | 20,808,527 | 24,770,368 |
| | 15日以内 | 8,769,160 | 11,446,502 | 16,677,056 | 19,895,977 | 23,760,799 |
| | 15日を超えて 1月以内 | 282,118 | 330,820 | 425,450 | 483,187 | 539,458 |
| | 1月を超えて 3月以内 | 196,285 | 214,865 | 238,018 | 253,698 | 270,021 |
| | 3月を超えて 6月以内 | 30,690 | 34,899 | 41,322 | 45,730 | 50,125 |
| | 6月を超えて 1年以内 | 35,711 | 36,569 | 39,855 | 41,692 | 46,094 |
| | 1年を超えて 3年以内 | 56,498 | 59,692 | 63,822 | 64,029 | 74,330 |
| | 3年を超える | 24,374 | 24,476 | 20,183 | 23,140 | 28,332 |
| | 不 詳 | 1,000 | 1,067 | 1,026 | 1,074 | 1,209 |

コラム 入管行政の最前線から (出入国審査担当入国審査官の声) (大阪入国管理局関西空港支局第二審査部門：中島 健寛)

日本を訪れる外国人の方々に対して審査ブースで出入国審査を行っています。審査では所持する旅券や査証が有効であること、日本でを行う活動が入管法に規定する在留資格に該当し、その活動が虚偽でないかなどを確認しています。

私が勤務している関西空港は、LCC（格安航空会社）の就航が盛んで、訪日外国人旅行客の増加を身をもって感じられる空港です。そのような環境の中でも当支局は、上陸申請者の審査待ち時間を活用して個人識別情報（指紋及び顔写真）を前倒しで取得するバイオカードを導入するなど、審査の待ち時間の短縮へ向けた取組を積極的に行っています。

空港を訪れる大多数の外国人は、善良な観光客である一方、就労できない在留資格で不法就労を行うなど日本での違法な活動を企てる者もいるため、円滑・丁寧でありながら厳格な審査が求められています。円滑・丁寧な審査を行うため、挨拶をすることはもちろんのこと、できる限り外国人客の母国語でジェスチャーを交えながら話しかけています。外国人客の立場からすると、日本に対する第一印象が空港で決まりますので、期待を裏切らないように心がけています。一方で、厳格な審査を行うために、偽変造旅券等を看破するための文書鑑識に関わる情報など、日頃から関係各署からの情報把握に努め、審査ブースではそれらの情報に加えて、相手の言動に不審な点がないか、注意しています。審査業務でできる工夫は地道なことの積み重ねですが、日本の国益にとって好ましくない外国人の上陸を防げたときは、日本の治安維持へ貢献したことが感じられ、大きなやりがいがあります。



出入国審査担当入国審査官

今後、我が国は、G20サミット首脳会議の大阪での開催、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックの開催など世界から注目される機会が多くありますが、ホスピタリティのある接遇を心がけるとともに、日本への入国を許すべきでない外国人に対しては毅然とした態度で審査を続けたいと思います。

第2節 上陸審判状況

① 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

平成29年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は9,776件であり、28年と比べ896件（10.1%）増加している。

その内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第7条第1項第2号不適合）入国目的に疑義のある事案で、このような事案は平成28年より679件



上陸口頭審理風景

（11.3%）増加して6,693件であり、新規受理件数の68.5%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いのある事案が1,812件で、平成28年と比べ89件（5.2%）増加し、新規受理件数の18.5%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いのある事案は1,270件で、平成28年と比べ129件（11.3%）増加し、新規受理件数の13.0%となっている。また、平成19年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第7条第4項該当）事案の平成29年における特別審理官への引渡しは、1件であった（[図表13](#)）。

図表13 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

| 上陸条件 | 年 | | | | |
|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総数 | 6,675 | 7,567 | 8,166 | 8,880 | 9,776 |
| 偽変造旅券・査証行使等 （7条1項1号不適合） | 1,466 | 1,905 | 2,015 | 1,723 | 1,812 |
| 虚偽申請等 （7条1項2号不適合） | 4,118 | 4,582 | 5,034 | 6,014 | 6,693 |
| 申請に係る在留期間不適合 （7条1項3号不適合） | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 上陸拒否事由該当者 （7条1項4号不適合） | 1,091 | 1,073 | 1,117 | 1,141 | 1,270 |
| 個人識別情報提供をしない者 （7条4項該当者） | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |

平成29年における口頭審理の処理状況^{（注）}を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,421件で、28年と比べ319件（18.3%）減少している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は5,986件で、平成28年と比べ1,140件（23.5%）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は1,770件で、平成28年と比べ57件（3.1%）減少している（[図表14](#)）。

（注）上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（[図表13](#)）の総数と口頭審理の処理状況の推移（[図表14](#)）の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

図表14 口頭審理の処理状況の推移

| | | (件) | | | | |
|----|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 総 | 数 | 6,677 | 7,567 | 8,164 | 8,875 |
| 上 | 陸 | 2,423 | 2,255 | 1,627 | 1,740 | 1,421 |
| 退 | 去 | 2,079 | 2,730 | 3,692 | 4,846 | 5,986 |
| 異 | 議 | 1,819 | 2,161 | 2,374 | 1,827 | 1,770 |
| 上 | 陸 | 286 | 348 | 391 | 363 | 481 |
| そ | の | 70 | 73 | 80 | 99 | 112 |

(注) 「その他」は、事件を他の地方入国管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

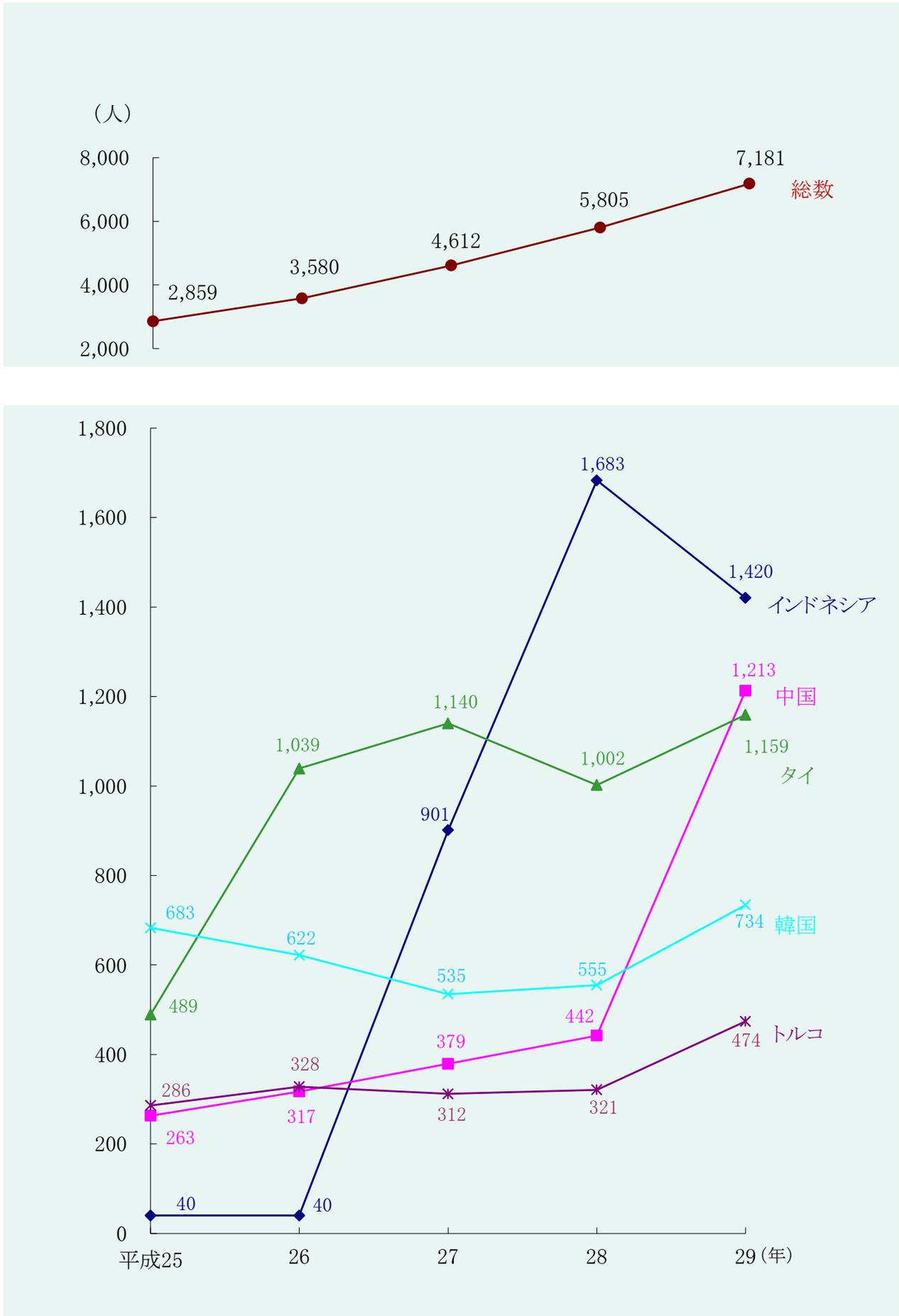
② 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成29年における被上陸拒否者数は7,181人で、28年と比べ1,376人（23.7%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、インドネシア1,420人（19.8%）、中国1,213人（16.9%）、タイ1,159人（16.1%）の順となっており、上位3か国で全体の52.8%を占めている（図表15）。このうち、中国が大幅に増加しているのは、平成29年5月に開始された査証発給要件緩和措置により、査証発給対象者が拡大されたことの影響と思われる。

図表15 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



③ 上陸特別許可

法務大臣が平成29年に上陸を特別に許可した件数は1,241件で、28年と比べ177件(12.5%)減少している(図表16)。

図表16 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

| 区分 | | 年 | | | | | |
|----------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
| 異議の申出(注) | | 1,871 | 2,179 | 2,386 | 1,845 | 1,781 | |
| 裁決結果 | 理由あり(上陸許可) | 21 | 22 | 15 | 12 | 4 | |
| | 理由なし | 退去 | 340 | 366 | 348 | 347 | 439 |
| | | 上陸特別許可 | 1,442 | 1,746 | 1,946 | 1,418 | 1,241 |
| 取下げ | | 50 | 33 | 59 | 57 | 89 | |
| 未済 | | 18 | 12 | 18 | 11 | 8 | |

(注) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

① 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成29年は7,875件で、28年と比べ1,261件(19.1%)増加している。

② 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成29年は48万1,120件で、28年と比べ6万2,356件(14.9%)増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(図表17)。

図表17 入国事前審査処理件数の推移

| 区分 | | 年 | | | | |
|---------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 査証事前協議 | | 4,635 | 4,741 | 6,307 | 6,614 | 7,875 |
| 在留資格認定証明書交付申請 | | 282,428 | 327,785 | 384,582 | 418,764 | 481,120 |

(注) 平成27年版から平成29年版に掲載している本表「在留資格認定証明書交付申請」の区分については、以下のとおり誤った数値(件数)が掲載されておりますのでご注意ください。

(正) 平成26年 327,785

(誤) 平成26年 290,119

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

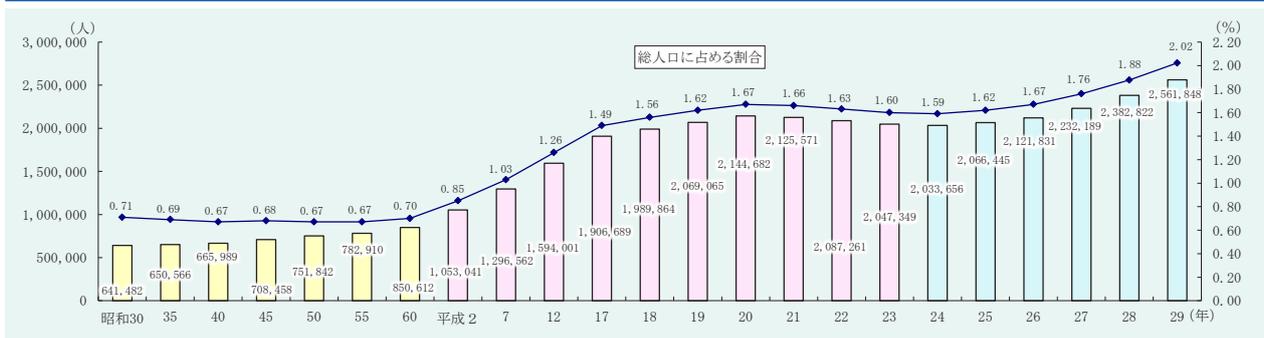
① 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成29年末現在の中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）数は223万2,026人、特別永住者数は32万9,822人で、これらを合わせた在留外国人数は256万1,848人であり、28年末現在と比べ17万9,026人（7.5%）増加している。

また、平成29年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,671万人（平成29年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.02%となっており、28年末の1.88%と比べ0.14ポイント高くなっている（**図表18**）。

図表18 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



（注1）本数値は、各年12月末現在の統計である。

（注2）昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

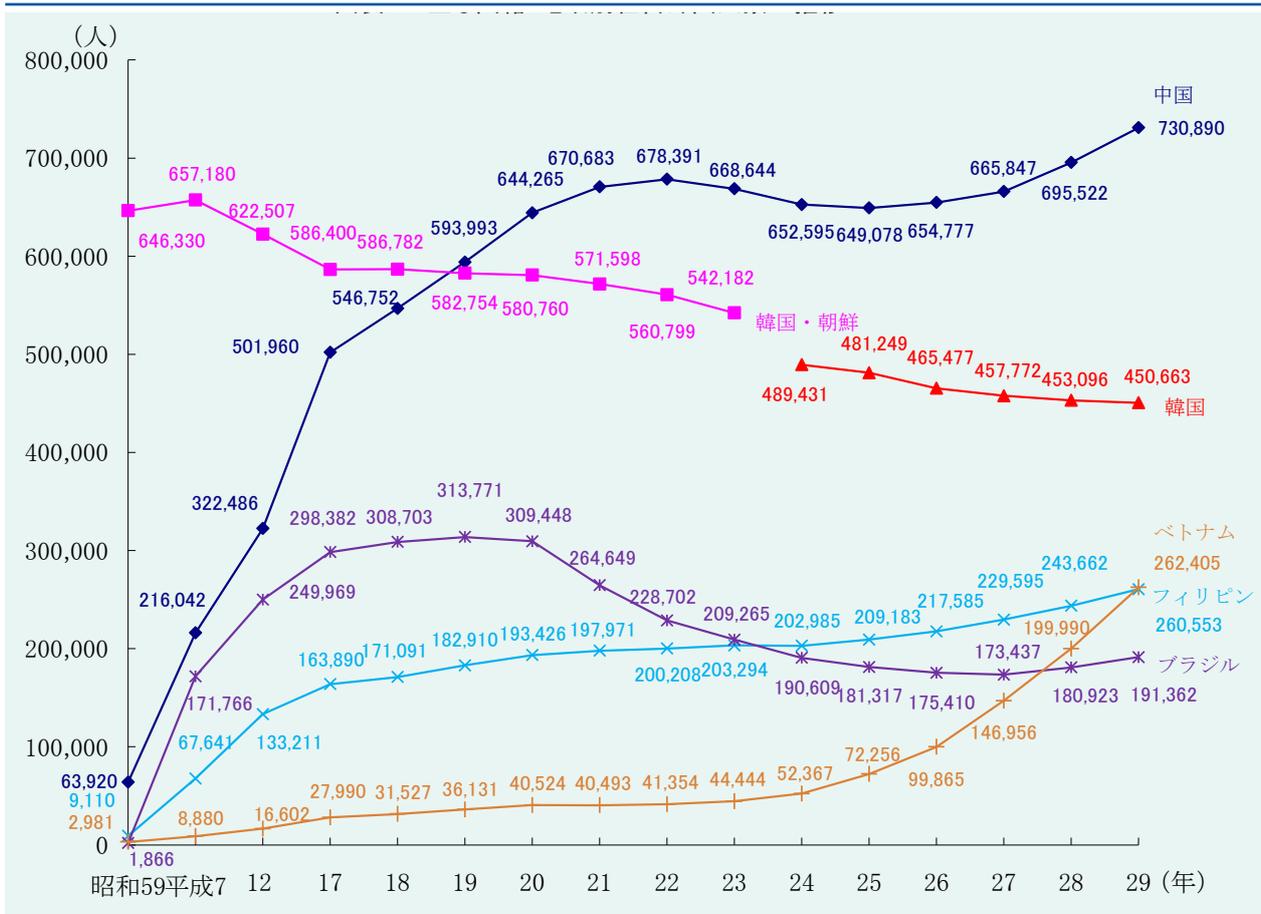
（注3）「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

② 国籍・地域別

平成29年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が73万890人で全体の28.5%を占め、以下、韓国45万663人（17.6%）、ベトナム26万2,405人（10.2%）、フィリピン26万553人（10.2%）、ブラジル19万1,362人（7.5%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は増加傾向にあり、平成29年末は28年末と比べ3万5,368人（5.1%）の増加となった。また、韓国は減少傾向にあり、平成29年末は28年末と比べ2,433人（0.5%）の減少となった。このほか、ベトナムは22年末以降増加傾向が続いており、29年末は28年末と比べ6万2,415人（31.2%）増と大幅に増加しており、フィリピンは、29年末は28年末と比べ1万6,891人（6.9%）増加している。また、ブラジルは平成19年末にピークとなって以来減少傾向が続いていたが、28年末以降増加傾向にあり、29年末は28年末と比べ1万439人（5.8%）増加している（**図表19**）。

図表19 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、24年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

(注3) 平成23年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

③ 目的(在留資格)別

(1) 「永住者」・「特別永住者」(資料編5統計(1)12)

平成29年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、28年末と比べ2万2,080人(3.0%)増の74万9,191人であり、全体の29.2%を占めている(図表20)。

「永住者」については、平成25年末から29年末までの推移を見ると一貫して増加しており、29年末には、25年末の65万5,315人と比べ9万3,876人(14.3%)増加している。

また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成29年末では、中国が24万8,873人と最も多く、以下、フィリピン、ブラジル、韓国、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人(いわゆるニューカマー)の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

図表20 在留の資格別在留外国人数の推移

| 在留の資格 | | (人) | | | | |
|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年 | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総数 | | 2,066,445 | 2,121,831 | 2,232,189 | 2,382,822 | 2,561,848 |
| 中長期在留者 | 教 授 | 7,735 | 7,565 | 7,651 | 7,463 | 7,403 |
| | 芸 術 | 432 | 409 | 433 | 438 | 426 |
| | 宗 教 | 4,570 | 4,528 | 4,397 | 4,428 | 4,402 |
| | 報 道 | 219 | 225 | 231 | 246 | 236 |
| | 高度専門職1号イ | | | 297 | 731 | 1,194 |
| | 高度専門職1号ロ | | | 1,144 | 2,813 | 6,046 |
| | 高度専門職1号ハ | | | 51 | 132 | 257 |
| | 高度専門職2号 | | | 16 | 63 | 171 |
| | 経 営 ・ 管 理 | 13,439 | 15,184 | 18,109 | 21,877 | 24,033 |
| | 法 律 ・ 会 計 業 務 | 149 | 143 | 142 | 148 | 147 |
| | 医 療 | 534 | 695 | 1,015 | 1,342 | 1,653 |
| | 研 究 | 1,910 | 1,841 | 1,644 | 1,609 | 1,596 |
| | 教 育 | 10,076 | 10,141 | 10,670 | 11,159 | 11,524 |
| | 技術・人文知識・国際業務 | 115,357 | 122,794 | 137,706 | 161,124 | 189,273 |
| | 企 業 内 転 勤 | 15,218 | 15,378 | 15,465 | 15,772 | 16,486 |
| | 介 護 | | | | | 18 |
| | 興 行 | 1,662 | 1,967 | 1,869 | 2,187 | 2,094 |
| | 技 能 | 33,425 | 33,374 | 37,202 | 39,756 | 39,177 |
| | 技能実習1号イ | 3,683 | 4,371 | 4,815 | 4,943 | 5,971 |
| | 技能実習1号ロ | 57,997 | 73,145 | 87,070 | 97,642 | 118,101 |
| | 技能実習2号イ | 2,788 | 2,553 | 2,684 | 3,207 | 3,424 |
| | 技能実習2号ロ | 90,738 | 87,557 | 98,086 | 122,796 | 146,729 |
| | 技能実習3号イ | | | | | 0 |
| | 技能実習3号ロ | | | | | 8 |
| | 文 化 活 動 | 2,379 | 2,614 | 2,582 | 2,704 | 2,859 |
| | 留 学 | 193,073 | 214,525 | 246,679 | 277,331 | 311,505 |
| | 研 修 | 1,501 | 1,427 | 1,521 | 1,379 | 1,460 |
| | 家 族 滞 在 | 122,155 | 125,992 | 133,589 | 149,303 | 166,561 |
| | 特 定 活 動 | 22,673 | 28,001 | 37,175 | 47,039 | 64,776 |
| | 永 住 者 | 655,315 | 677,019 | 700,500 | 727,111 | 749,191 |
| 日本人の配偶者等 | 151,156 | 145,312 | 140,349 | 139,327 | 140,839 | |
| 永住者の配偶者等 | 24,649 | 27,066 | 28,939 | 30,972 | 34,632 | |
| 定 住 者 | 160,391 | 159,596 | 161,532 | 168,830 | 179,834 | |
| 特 別 永 住 者 | 373,221 | 358,409 | 348,626 | 338,950 | 329,822 | |

(注1) 平成27年4月1日から「高度専門職（1号イ、ロ、ハ及び2号）」が新設された。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成25年及び26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

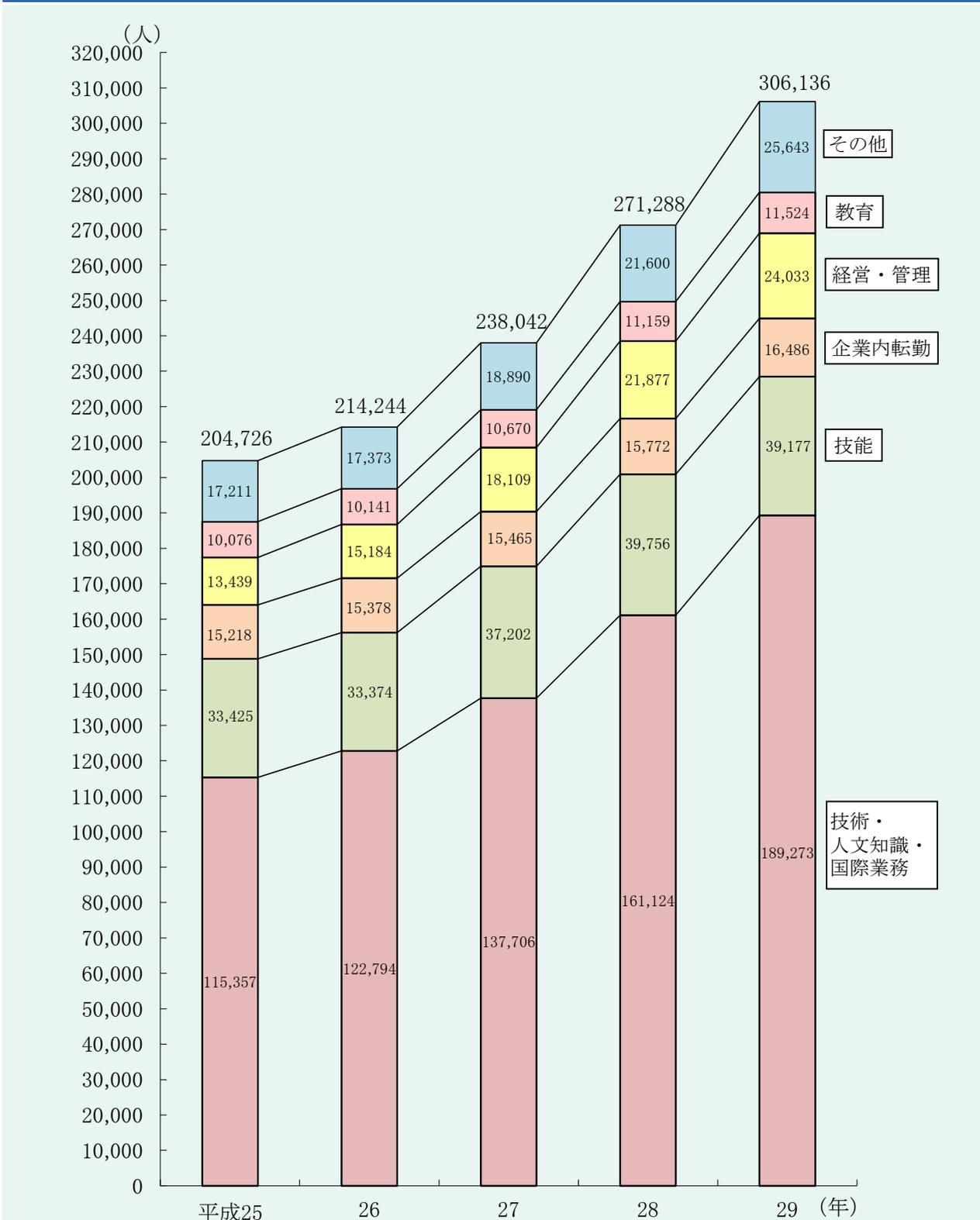
(注4) 平成29年9月1日から在留資格「介護」が新設された。

(注5) 平成29年11月1日から在留資格「技能実習3号（イ及びロ）」が新設された。

(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成29年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は28年末と比べ3万4,848人（12.8%）増の30万6,136人（11.9%）で、24年以降増加傾向が続いている（[図表21](#)）。

図表21 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成25年及び26年の「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

(注4) 平成28年版に掲載している本表「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移」の平成27年の「総数」及び「その他」について、以下のとおり誤った数値（人数）が掲載されていますのでご注意願います。

(正) 平成27年 総数：238,042 その他：18,890

(誤) 平成27年 総数：236,534 その他：17,382

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成29年末現在、「技術・人文知識・国際業務」が18万9,273人、「企業内転勤」が1万6,486人であり、28年末と比べ、それぞれ2万8,149人（17.5%）、714人（4.5%）増加している。

平成29年末現在において、「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ61.8%、5.4%となっている。

（3）「技能実習」（資料編5統計（1）7-2, 8）^{（注）}

平成29年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は12万4,072人で、28年末と比べ2万1,487人（20.9%）増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが5万8,793人で全体の47.4%を占めており、以下、中国3万2,095人（25.9%）、フィリピン1万2,320人（9.9%）、インドネシア9,520人（7.7%）と続いている。

平成29年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は15万153人で、28年末と比べ2万4,150人（19.2%）増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが6万4,762人で全体の43.1%を占めており、以下、中国4万5,472人（30.3%）、フィリピン1万5,489人（10.3%）、インドネシア1万2,374人（8.2%）の順となっている。

また、平成29年11月1日に在留資格「技能実習3号」が新設されたところ、29年末における同在留資格による中長期在留者数は8人で、国籍は全てベトナムである。

（4）「留学」（資料編5統計（1）9-2）

平成29年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、31万1,505人で、28年末と比べ3万4,174人（12.3%）増加しており、在留外国人全体の12.2%を占めている。これを国籍・地域別に見ると、中国が12万4,292人で全体の39.9%を占めており、これにベトナムが7万2,268人（23.2%）で続いている。

（5）身分又は地位に基づいて在留する外国人（資料編5統計（1）13-2, 14-2）

平成29年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万839人で、在留外国人全体の5.5%を占めている。平成25年末から29年末までの推移を見ると28年末までは減少傾向であったが、29年末に増加に転じ、28年末と比べ1,512人（1.1%）増加している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が3万1,911人で全体の22.7%を占めており、以下、フィリピン2万6,401人（18.7%）、ブラジル1万6,631人（11.8%）の順となっており、これら3か国の平成25年末から29年末までの推移を見ると、中国及びフィリピンは減少傾向が続いているが、ブラジルは28年末に増加に転じている。

平成29年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は17万9,834人で在留外国人全体の7.0%を占めており、25年末から29年末までの推移を見ると26年末までは減少傾向にあったが、27年末から増加に転じ、29年末は28年末と比べ1万1,004人（6.5%）増加している。

これを国籍・地域別に見ると、ブラジルが5万6,475人（31.4%）を占めており、以下、フィリピン4万9,773人（27.7%）、中国2万8,033人（15.6%）が続いている。

（注） 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を、また、「技能実習3号」は「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、平成29年は、28年と比べ14万5,378件（13.9%）増加し、118万8,257件となった（[図表22](#)）。

図表22 在留審査業務許可件数の推移

| 区分 | 年 | (件) | | | | |
|----|---|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 834,024 | 867,760 | 953,906 | 1,042,879 | 1,188,257 |
| 在 | 留 | | | | | |
| 資 | 格 | | | | | |
| 変 | 更 | 135,289 | 142,700 | 159,235 | 180,480 | 215,599 |
| 在 | 留 | | | | | |
| 期 | 間 | | | | | |
| 更 | 新 | 426,016 | 443,703 | 487,440 | 532,800 | 610,924 |
| 永 | 住 | 45,066 | 35,697 | 39,726 | 35,595 | 28,869 |
| 特 | 別 | | | | | |
| 永 | 住 | 113 | 103 | 94 | 84 | 73 |
| 在 | 留 | | | | | |
| 資 | 格 | | | | | |
| 取 | 得 | 8,724 | 9,866 | 9,862 | 12,010 | 12,976 |
| 再 | 入 | | | | | |
| 国 | | 54,182 | 48,225 | 37,835 | 31,553 | 35,310 |
| 資 | 格 | | | | | |
| 外 | 活 | | | | | |
| 動 | | 164,634 | 187,466 | 219,714 | 250,357 | 284,506 |

（注1） 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

（注2） 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可件数である。

（注3） 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

（注4） 平成28年版に掲載している本表「在留審査業務許可件数の推移」の平成27年の「総数」、「永住」及び「特別永住」について、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意ください。

（正）平成27年 総数：953,906 永住：39,726 特別永住：94

（誤）平成27年 総数：954,004 永住：39,820 特別永住：98



在留審査窓口風景

① 在留資格の変更許可

平成29年に在留資格変更許可をした件数は21万5,599件で、28年と比べ3万5,119件(19.5%)増加している。

(1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉強終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成29年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は2万2,419人で、28年と比べ2,984人(15.4%)増加している。平成15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、その後、順調に回復し、29年には過去最高を更新している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が2万486人(91.4%)で最も多く、平成28年と比べ3,133人(18.1%)増加している(図表23)。

図表23 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

| | | (人) | | | | |
|--------------|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 在留資格 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 総 | 数 | 11,647 | 12,958 | 15,657 | 19,435 |
| 技術・人文知識・国際業務 | | | | 13,791 | 17,353 | 20,486 |
| 人文知識・国際業務 | | 7,962 | 8,758 | | | |
| 技 | 術 | 2,428 | 2,748 | | | |
| 経 | 営・管 | 321 | 383 | 682 | 916 | 712 |
| 教 | 授 | 634 | 704 | 684 | 598 | 626 |
| 医 | 療 | 90 | 114 | 234 | 257 | 254 |
| 研 | 究 | 107 | 124 | 102 | 87 | 102 |
| 教 | 育 | 51 | 59 | 73 | 87 | 93 |
| 高 | 度 | | | 17 | 27 | 43 |
| 宗 | 教 | 16 | 8 | 20 | 14 | 25 |
| 介 | 護 | | | | | 18 |
| 芸 | 術 | 4 | 6 | 18 | 3 | 9 |
| 公 | 用 | 1 | 5 | 3 | 2 | 7 |
| そ | の | 33 | 49 | 33 | 91 | 44 |

(注) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

国籍・地域別に見ると、中国が1万326人と全体の46.1%を占め、次いでベトナム4,633人(20.7%)、ネパール2,026人(9.0%)の順となっている(図表24)。

図表24 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

| | | (人) | | | | |
|-------|---|-------|--------|--------|--------|--------|
| 国籍・地域 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 総 | 数 | 11,647 | 12,958 | 15,657 | 19,435 |
| 中 | 国 | 7,637 | 8,347 | 9,847 | 11,039 | 10,326 |
| ベ | ト | 424 | 611 | 1,153 | 2,488 | 4,633 |
| ネ | パ | 293 | 278 | 503 | 1,167 | 2,026 |
| 韓 | 国 | 1,227 | 1,234 | 1,288 | 1,422 | 1,487 |
| 台 | 湾 | 360 | 514 | 649 | 689 | 810 |
| イ | ン | 111 | 124 | 147 | 214 | 253 |
| ス | リ | 95 | 87 | 121 | 177 | 242 |
| タ | イ | 167 | 171 | 200 | 238 | 239 |
| フ | ィ | 41 | 65 | 126 | 168 | 230 |
| ミ | ャ | 122 | 129 | 160 | 183 | 212 |
| そ | の | 1,170 | 1,398 | 1,463 | 1,650 | 1,961 |

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度である。

技能実習制度については、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に基づき新たな制度に移行しているところ、技能実習法施行前の旧制度においても、現行制度と同様、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、平成29年12月6日現在で、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等22職種の合計77職種となっている。

平成29年中の「技能実習2号」への移行者数は28年と比べ1万1,494人（15.3%）増加し、8万6,583人となっており、5年に技能実習制度が創設されてから29年末までの「技能実習2号」（平成21年の入管法改正以前の「特定活動」を含む。）への移行者数の累計は85万人を超えている。

平成29年に「技能実習2号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム3万8,985人（45.0%）、中国2万4,904人（28.8%）、フィリピン8,436人（9.7%）、インドネシア6,602人（7.6%）、タイ2,664人（3.1%）の順となっており、職種別では、耕種農業、婦人子供服製造、そう菜製造業の順になっている（[図表25, 26](#)）。

また、現行制度においては、「技能実習2号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として、新たに「技能実習3号」が設けられており、優良な監理団体・実習実施者に

限り受入れが可能となっている（対象となる技能等は、平成29年12月6日現在で、「技能実習2号」と同一の合計77職種）。

なお、平成29年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった^(注1)（図表25,26）。

図表25 国籍・地域別「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 48,792 | 49,536 | 61,809 | 75,089 | 86,583 |
| ベ | トナム | 5,861 | 8,664 | 16,968 | 28,457 | 38,985 |
| 中 | 国 | 35,463 | 31,822 | 31,055 | 27,180 | 24,904 |
| フ | ィリピン | 2,937 | 3,380 | 5,216 | 7,705 | 8,436 |
| イ | ンドネシア | 2,979 | 3,440 | 4,997 | 6,069 | 6,602 |
| タ | イ | 925 | 1,411 | 1,741 | 2,025 | 2,664 |
| そ | の他 | 627 | 819 | 1,832 | 3,653 | 4,992 |

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 平成29年11月1日から在留資格「技能実習3号（イ及びロ）」が新設されたが、平成29年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。

図表26 職種別「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移

| 職種 | | 年 | | | | |
|----|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 48,792 | 49,536 | 61,809 | 75,089 | 86,583 |
| 耕 | 種 農 業 | 5,510 | 5,537 | 6,325 | 7,077 | 8,383 |
| 婦 | 人 子 供 服 製 造 | 8,141 | 7,349 | 7,292 | 7,305 | 7,282 |
| そ | う 菜 製 造 業 | 0 | 0 | 71 | 1,655 | 6,912 |
| 溶 | 接 | 3,824 | 3,951 | 6,224 | 7,403 | 6,749 |
| プ | ラ ス チ ッ ク 成 形 | 3,135 | 3,330 | 4,073 | 4,459 | 4,948 |
| と | び | 994 | 1,274 | 2,073 | 3,263 | 3,935 |
| 非 | 加 熱 性 水 産 加 工 食 品 製 造 業 | 2,540 | 2,406 | 2,792 | 2,910 | 3,618 |
| 機 | 械 加 工 | 2,245 | 2,310 | 2,929 | 3,250 | 3,227 |
| 電 | 子 機 器 組 立 て | 1,884 | 1,294 | 2,056 | 2,809 | 2,945 |
| 塗 | 装 | 1,297 | 1,357 | 1,808 | 2,386 | 2,879 |
| 金 | 属 プ レ ス 加 工 | 1,759 | 1,685 | 2,140 | 2,297 | 2,720 |
| 加 | 熱 性 水 産 加 工 食 品 製 造 業 | 1,840 | 1,862 | 2,122 | 2,290 | 2,071 |
| 鉄 | 筋 施 工 | 856 | 1,128 | 1,640 | 2,116 | 2,066 |
| 型 | 枠 施 工 | 739 | 886 | 1,451 | 2,105 | 2,018 |
| 畜 | 産 農 業 | 1,231 | 1,268 | 1,460 | 1,710 | 1,998 |
| そ | の 他 | 12,797 | 13,899 | 17,353 | 22,054 | 24,832 |

(注) 平成29年11月1日から在留資格「技能実習3号（イ及びロ）」が新設されたが、平成29年中に「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。

(注1) 平成29年末現在「技能実習3号ロ」として在留する8名はいずれも29年に同在留資格をもって新規入国した者である（図表4及び20参照）。

② 在留期間の更新許可

平成29年に在留期間更新許可をした件数は61万924件で、28年と比べ7万8,124件（14.7%）増加している。

③ 永住許可

平成29年中に永住許可をした件数は2万8,869件で、19年に過去最高の6万509件となつて以降、増減を繰り返しており、29年は28年と比べ6,726件（18.9%）減少している（[図表27](#)）。

図表27 国籍・地域別永住許可件数の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 45,066 | 35,697 | 39,726 | 35,595 | 28,869 |
| 中 | 国 | 19,799 | 15,670 | 16,635 | 15,285 | 12,816 |
| フ | ィ | 6,385 | 4,769 | 5,455 | 4,795 | 3,549 |
| ブ | ラ | 4,572 | 4,030 | 4,822 | 3,866 | 2,716 |
| 韓 | 国 | 3,378 | 2,697 | | | |
| 韓 | 国 | | | 2,978 | 2,731 | 2,241 |
| ベ | ト | 1,068 | 926 | 967 | 994 | 873 |
| そ | の | 9,864 | 7,605 | 8,869 | 7,924 | 6,674 |

（注1）「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。

（注2）平成27年からは「韓国」と「朝鮮」を分けて公表している。

（注3）本表には特別永住許可件数は含まない。

④ 在留資格の取得許可

平成29年に在留資格取得許可をした件数は1万2,976件で、28年と比べ966件（8.0%）増加している。

⑤ 再入国許可

平成29年に再入国許可をした件数は3万5,310件で、28年と比べ3,757件（11.9%）増加している。

なお、平成29年に再入国許可により我が国を出国した外国人は240万5,384人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は229万1,881人となっており、全体の95.3%を占めている。

⑥ 資格外活動の許可

平成29年に資格外活動許可をした件数は28万4,506件で、28年と比べ3万4,149件（13.6%）増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

① 在留カード

平成29年における在留カードの交付件数は124万552件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが118万4,425件であり、全体の95.5%を占めており、以下、再交付申請によるものが4万1,296件（3.3%）、有効期間更新によるものが1万98件（0.8%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,672件（0.4%）の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が67万8,107件であり、全体の54.7%を占めており、以下、名古屋局20万7,451件（16.7%）、大阪局16万3,971件（13.2%）、福岡局8万5,553件（6.9%）の順となっている（[図表28](#)）。

図表28 在留カード交付件数（平成29年）

| 地方入国 管理局管内 | 総 数 | 上陸・在留 資格関係許可 | 住居地以外 の記載事項 変更届出 | 有効期間 更新 | 再交付申請 | 切替交付 申請 | 新規交付 申請 | （件） | |
|---------------|-----------|-----------------|------------------------|------------|--------|------------|------------|-----|--|
| | | | | | | | | | |
| 総数 | 1,240,552 | 1,184,425 | 4,672 | 10,098 | 41,296 | 59 | 2 | | |
| 札幌 | 18,717 | 18,269 | 25 | 72 | 351 | 0 | 0 | | |
| 仙台 | 21,089 | 20,301 | 86 | 163 | 539 | 0 | 0 | | |
| 東京 | 678,107 | 646,129 | 2,324 | 5,027 | 24,584 | 42 | 1 | | |
| 名古屋 | 207,451 | 196,881 | 1,352 | 2,795 | 6,408 | 15 | 0 | | |
| 大阪 | 163,971 | 156,547 | 391 | 1,274 | 5,759 | 0 | 0 | | |
| 広島 | 48,972 | 47,231 | 280 | 295 | 1,163 | 2 | 1 | | |
| 高松 | 16,692 | 16,417 | 25 | 106 | 144 | 0 | 0 | | |
| 福岡 | 85,553 | 82,650 | 189 | 366 | 2,348 | 0 | 0 | | |

② 特別永住者証明書

平成29年における特別永住者証明書の交付件数は4万989件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが3万348件で、全体の74.0%を占めており、以下、切替交付申請によるものが3,776件（9.2%）、再交付申請によるものが3,238件（7.9%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが2,790件（6.8%）の順となっている（[図表29](#)）。

図表29 特別永住者証明書交付件数（平成29年）

| 特別永住 許可 （第4条） | 特別永住 許可 （第5条） | 住居地以外 の記載事項 変更届出 | 有効期間 更新 | 再交付申請 | 切替交付 申請 | 新規交付 申請 | 事前交付 申請 | 総 数 |
|---------------------|---------------------|------------------------|------------|-------|------------|------------|------------|--------|
| 698 | 101 | 2,790 | 30,348 | 3,238 | 3,776 | 37 | 1 | 40,989 |

コラム 入管行政の最前線から (在留審査担当入国審査官の声) (大阪入国管理局就労・永住審査部門：大塚 修三)

私が所属している大阪入国管理局就労・永住審査部門では、いわゆる「就労」資格と「居住」資格に係る入国・在留審査業務及び難民認定審査業務を所管しており、私はそれらの業務のうちの「就労」資格に係る審査を担当しています。

いわゆる「就労」資格には入管法別表第一の1、2及び5（指定する活動が就労不可であるものを除く。）の表の上欄に掲げられた在留資格が含まれますが、私の所属する「就労班」は、そのうち技能実習を除く18の在留資格に加え、前記別表第一の4の表のうちの家族滞在（うち、扶養者が「就労」資格である者に限る。）に係る審査を担当しているところ、大阪局でも他の地方局と同じく年々増加する申請に対し、限られた人員で如何に迅速、円滑かつ的確な審査を実施していくかということが課題となっています。

高齢化社会の進行に伴い、質の高い介護に対するニーズが高まっているところ、新たな人材のニーズが生じてくる分野について、それが専門的・技術的分野と評価できる分野であれば、在留資格の創設を含め、外国人を積極的に受け入れていくことが求められており、最近では、我が国の介護福祉士の国家資格を取得した者には、一定の専門性・技術性が認められると評価するに至り、新たに在留資格「介護」が創設される等、就労する外国人の数及び活動範囲も増加の一途を辿っています。

高度な専門技術・知識を有する外国人については積極的に受入れを進めることとするとの政府方針に則り、迅速かつ円滑な審査を実施することは重要です。しかし、一方で外国人労働者が我が国で安定的に活動することが困難となれば、彼らの立場は不安定となりますし、万一不法に就労する外国人が増えることになれば、我が国社会全体の治安や経済・産業が不安定化することが懸念されます。そこで、私たちは不法就労が疑われるような申請に対しては慎重に審査を行うことも欠かせないとの共通認識をもって日々の業務に取り組んでいます。



在留審査担当入国審査官

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

平成5年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、平成21年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布され、29年11月1日に施行されている。

第2節 監理団体の許可申請及び処理

① 監理団体の許可申請

平成29年11月1日から、団体監理型で技能実習生を受け入れるためには、監理団体となる法人は、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）による監理団体の許可を受けることが必要となった。平成29年における監理団体の許可申請件数は2,003件となっている（[図表30](#)）。

② 監理団体の許可

平成29年における監理団体の許可件数は1,027件であり、そのうち、一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は414件、特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は613件である（[図表30](#)）。

図表30 監理団体の許可申請及び許可件数

| | | (件) |
|---------|-------------|-------|
| | | 平成29年 |
| 申 請 件 数 | | 2,003 |
| 許 可 件 数 | 一 般 監 理 事 業 | 414 |
| | 特 定 監 理 事 業 | 613 |
| | 合 計 | 1,027 |

第3節 技能実習計画の認定申請及び処理

① 技能実習計画の認定申請

平成29年11月1日から、実習実施者が技能実習生を受け入れるためには、当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。平成29年における技能実習計画の認定申請件数は3万1,033件となっており、そのうち、企業単独型技能実習計画に係る申請は1,032件、団体監理型技能実習計画に係る申請は3万1件となっている（図表31）。

② 技能実習計画の認定件数

平成29年における技能実習計画の認定件数は4,766件となっており、企業単独型技能実習計画に係る認定件数は327件、団体監理型技能実習計画に係る認定件数は4,439件となっている（図表31）。

図表31 技能実習計画の認定申請及び認定件数

| | | (件) |
|---------|-----------|--------|
| | | 平成29年 |
| 申 請 件 数 | 企 業 単 独 型 | 1,032 |
| | 団 体 監 理 型 | 30,001 |
| | 合 計 | 31,033 |
| 認 定 件 数 | 企 業 単 独 型 | 327 |
| | 団 体 監 理 型 | 4,439 |
| | 合 計 | 4,766 |

第4節 不適正な事案への対処

① 現行制度

新たな技能実習制度においては、監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし、当該事業所名等を公表することとしている。また、許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか、その後5年間、新規の技能実習生の受入れが認

められなくなる。さらに、外国人技能実習機構においては、定期的な実地検査の実施や、母国語による相談・申告窓口の設置などにより、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。

② 旧制度

技能実習法施行前の旧制度に基づく技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が技能実習生を受け入れることを、5年間、3年間又は1年間認めないこととしている。平成29年中に「不正行為」を通知した機関は213機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）であり、団体監理型での受入れについて、受入機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）となっている（[図表32](#)）。

図表32 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

| 受入れ形態 | | 年 | | | | |
|-------|---------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 企業単独型 | | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| 団体監理型 | 監理団体 (第一次受入機関) | 20 | 23 | 32 | 35 | 27 |
| | 実習実施機関 (第二次受入機関) | 210 | 218 | 238 | 202 | 183 |
| 計 | | 230 | 241 | 273 | 239 | 213 |

「不正行為」の類型別では、「賃金等の不払」、「偽変造文書等の行使・提供」、「労働関係法令違反」の順に多く、この3類型で全体の78.9%を占めている（[図表33](#)）。

技能実習生の失踪者は増加傾向にあり、平成25年に3,566人であったものが、29年には7,089人と急増している。失踪の動機については、これまでの調査において、多くの者について、技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて失踪したことが判明しているところ、失踪を多く発生させている送出し機関や監理団体等からの技能実習生受入れに係る申請について、厳格に審査するなどして対応している（[図表34](#)）。

図表33 類型別「不正行為」件数（平成29年）

| 類型 | 企業単独型 (3 機関) | 団体監理型 | | 計 (213 機関) |
|---|-----------------|-----------------|--------------------|---------------|
| | | 監理団体 (27 機関) | 実習実施機関 (183 機関) | |
| 暴行・脅迫・監禁 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 旅券・在留カードの取上げ | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 賃金等の不払 | 0 | 3 | 136 | 139 |
| 人権を著しく侵害する行為 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 偽変造文書等の行使・提供 | 0 | 22 | 51 | 73 |
| 保証金の徴収等 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 講習期間中の業務への従事 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 二重契約 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 技能実習計画との齟齬 | 0 | 3 | 7 | 10 |
| 名義貸し | 3 | 1 | 6 | 10 |
| 実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」 | 0 | | 0 | 0 |
| 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・ 「監査，相談体制構築等の不履行」 | | 8 | | 8 |
| 行方不明者の多発 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不法就労者の雇用等 | 0 | 0 | 18 | 18 |
| 労働関係法令違反 | 0 | 0 | 24 | 24 |
| 営利目的のあっせん行為 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 再度の不正行為 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 日誌等の作成等不履行 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 帰国時の報告不履行 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 研修生の所定時間外作業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 41 | 255 | 299 |

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

図表34 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

| 国籍・地域 | 年 | (人) | | | | |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総数 | | 3,566 | 4,847 | 5,803 | 5,058 | 7,089 |
| ベトナム | | 828 | 1,022 | 1,705 | 2,025 | 3,751 |
| 中国 | | 2,313 | 3,065 | 3,116 | 1,987 | 1,594 |
| カンボジア | | | | 58 | 284 | 656 |
| ミャンマー | | 7 | 107 | 336 | 216 | 446 |
| インドネシア | | 114 | 276 | 252 | 200 | 242 |
| その他 | | 304 | 377 | 336 | 346 | 400 |

(注1) 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

(注2) 平成25年から26年までの「カンボジア」は「その他」に含まれる。

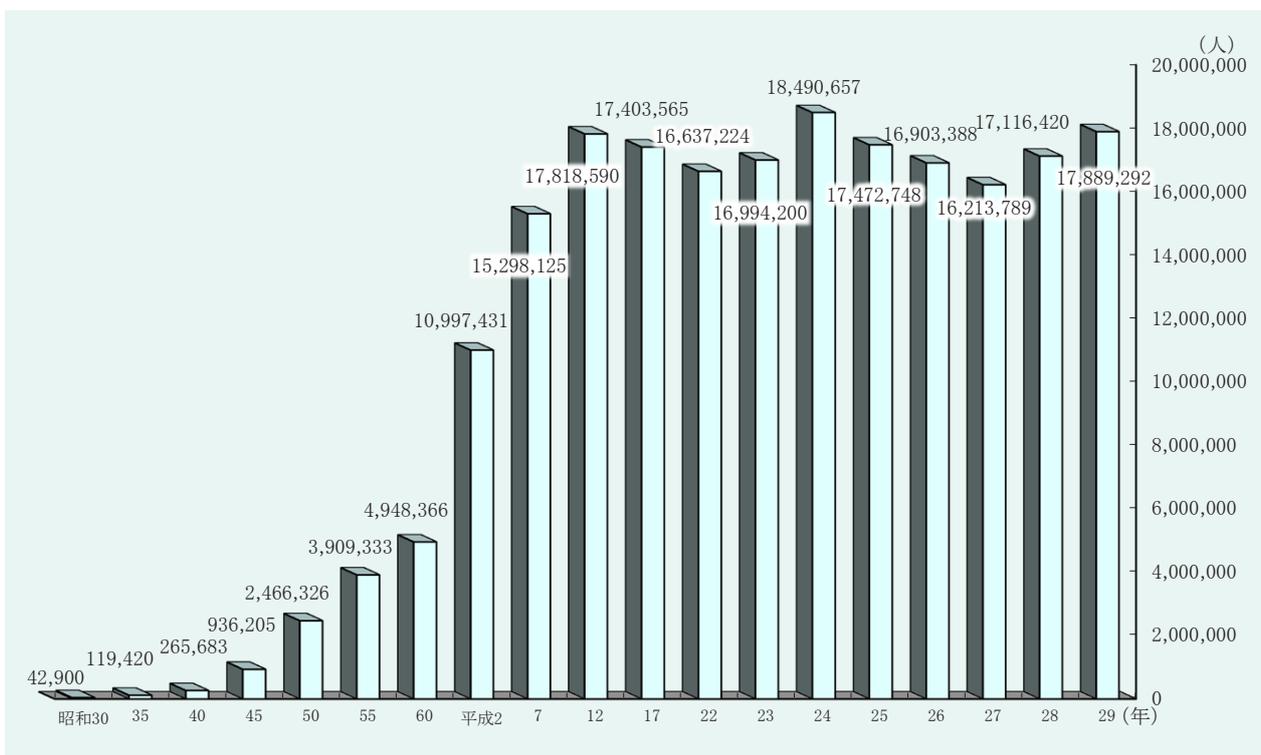
第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

① 総数

平成29年における日本人出国者数は1,788万9,292人と、28年と比べ77万2,872人（4.5%）増加している（[図表35](#)）。

図表35 日本人出国者数の推移



② 男女別・年齢別

平成29年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が994万9,214人、女性が794万78人で、男性が全体の55.6%、女性が44.4%となっている。この男女比率は平成13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が366万960人で出国者数全体の20.5%を占めており、以下、50歳代320万433人（17.9%）、60歳以上319万1,368人（17.8%）、30歳代312万1,808人（17.5%）、20歳代304万5,081人（17.0%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が62.5%と極めて高くなっているが、これら以外の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（[図表36](#)）。

図表36 男女別・年齢別日本人出国者数（平成29年）



③ 空港・海港別

平成29年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,772万5,102人で全体の99.1%を占めており、空港を利用した外国人の入国者数2,668万6,984人（97.3%）と比べても、空港利用者の割合が高くなっている。

平成29年中に空港を利用した日本人出国者について見ると、成田空港の利用者数が679万184人で空港からの出国者数全体の38.3%、羽田空港の利用者数が461万4,536人で26.0%、関西空港の利用者が330万2,811人で18.6%となっており、これら3空港で空港からの出国者数全体の83.0%を占めている。

一方、平成29年中に海港を利用した日本人出国者について見ると、博多港利用者数が4万7,331人で海港からの出国者数全体の28.8%を占めており、次いで、境港が1万9,332人（11.8%）、石垣港が1万7,083人（10.4%）となっており、これら3海港で海港からの出国者数全体の51.0%を占めている。また、これら3海港以下は、横浜港が1万5,433人（9.4%）、関門（下関）港が9,804人（6.0%）と続いている。

第2節 帰国者

平成29年における日本人帰国者数は1,787万6,453人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1か月以内に帰国した人数が1,622万5,579人で全体の90.8%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,469万6,426人で、出国後1か月以内に帰国した日本人の90.6%を占めている。

これは、日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（図表37）。

図表37 滞在期間別日本人帰国者数の推移

| | | (人) | | | | |
|------|---|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 滞在期間 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 総 | 数 | 17,421,997 | 16,915,797 | 16,258,889 | 17,088,252 |
| 5 | 日 | 9,898,557 | 9,499,435 | 9,126,508 | 10,067,736 | 10,590,134 |
| 5 | 日 | 4,422,482 | 4,299,701 | 4,033,466 | 3,905,780 | 4,106,292 |
| 10 | 日 | 1,130,386 | 1,119,965 | 1,086,094 | 1,067,194 | 1,116,348 |
| 20 | 日 | 408,455 | 417,716 | 402,491 | 409,434 | 412,805 |
| 1 | 月 | 658,643 | 655,267 | 670,011 | 678,113 | 686,350 |
| 3 | 月 | 376,109 | 386,518 | 387,233 | 393,187 | 400,249 |
| 6 | 月 | 291,269 | 301,338 | 305,442 | 307,247 | 310,126 |
| 1 | 年 | 134,050 | 133,068 | 135,515 | 129,203 | 122,306 |
| 3 | 年 | 12,966 | 13,203 | 13,161 | 12,800 | 10,610 |
| 不 | 詳 | 89,080 | 89,586 | 98,968 | 117,558 | 121,233 |

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成30年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は6万6,498人であり、29年1月1日現在の6万5,270人と比べ1,228人（1.9%）増加し、各年1月1日現在の数値としては、4年連続で増加している。

平成29年は、28年よりも多く不法残留者に対する退去強制手続を執っている。その一方で、近年、政府全体で観光立国実現に向けた取組が進められてきた結果、外国人入国者数が大幅に増加しており、これが不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

① 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、30年1月1日現在は、韓国が1万2,876人（19.4%）と最も多く、以下、中国9,390人（14.1%）、タイ6,768人（10.2%）、ベトナム6,760人（10.2%）、フィリピン4,933人（7.4%）の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。一方、ベトナムは平成29年1月1日と比べ、1,623人（31.6%）増の6,760人となっており、6年続けて増加している。ベトナムの不法残留者は、「技能実習」が全体の約5割を占めており、依然として不法就労を企図し、実習先から失踪した技能実習生が不法残留に及んでいるものと考えられる。また、タイについては、平成5年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、25年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、29年1月1日と比べ、261人（4.0%）増の6,768人となっており、5年続けて増加している（[図表38](#)、[39](#)）。

図表38 国籍・地域別不法残留者数の推移

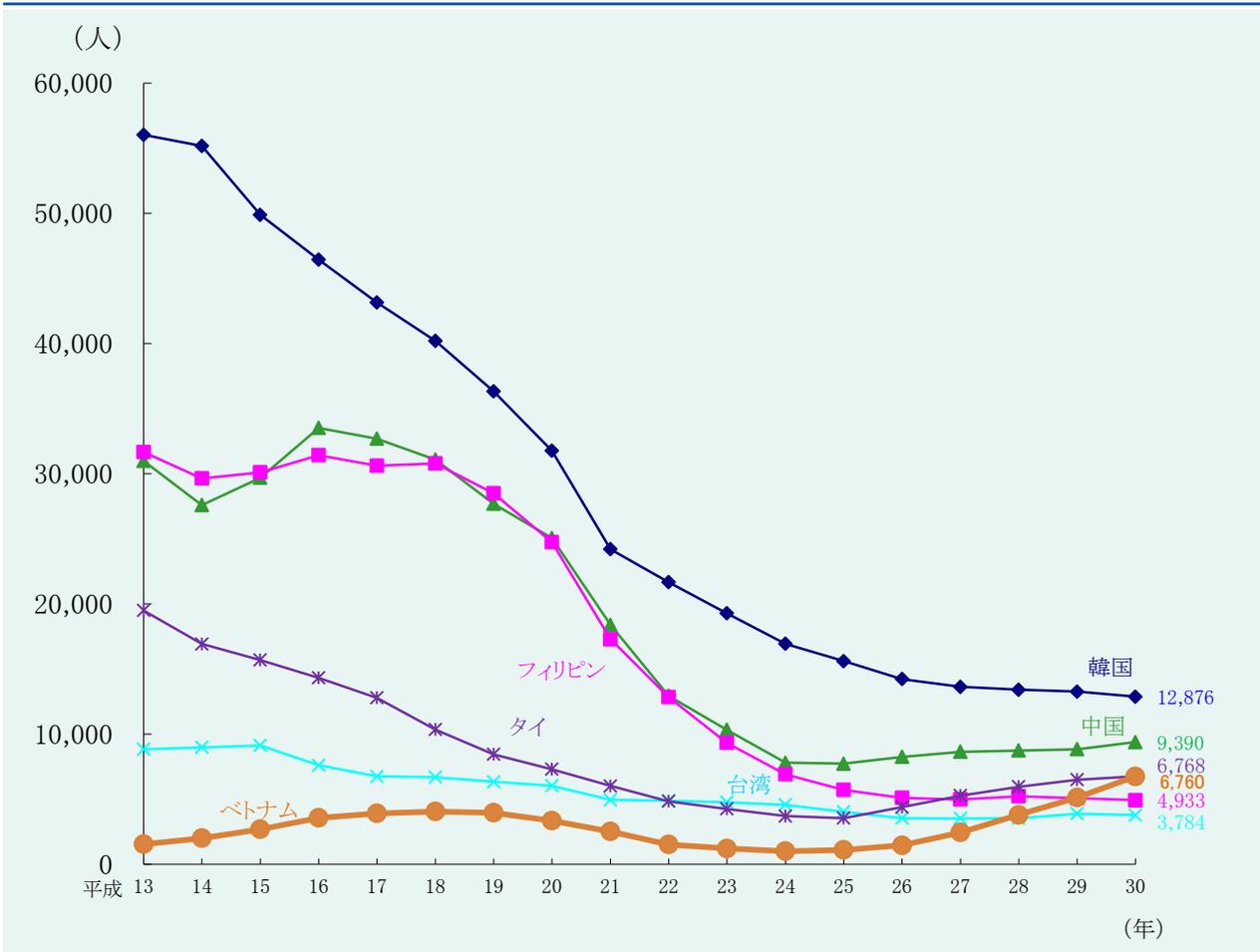
| 年月日 | | (人) | | | | | | | | |
|--------|--------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 国籍・地域 | 平成5年 5月1日 | 6年 5月1日 | 7年 5月1日 | 8年 5月1日 | 9年 1月1日 | 10年 1月1日 | 11年 1月1日 | 12年 1月1日 | 13年 1月1日 | |
| 総数 | 298,646 | 293,800 | 286,704 | 284,500 | 282,986 | 276,810 | 271,048 | 251,697 | 232,121 | |
| 韓国 | 39,455 | 43,369 | 47,544 | 51,580 | 52,387 | 52,123 | 62,577 | 60,693 | 56,023 | |
| 中国 | 33,312 | 39,738 | 39,511 | 39,140 | 38,296 | 37,590 | 34,800 | 32,896 | 30,975 | |
| タイ | 55,383 | 49,992 | 44,794 | 41,280 | 39,513 | 37,046 | 30,065 | 23,503 | 19,500 | |
| ベトナム | 852 | 869 | 453 | 448 | 231 | 731 | 880 | 1,092 | 1,550 | |
| フィリピン | 35,392 | 37,544 | 39,763 | 41,997 | 42,547 | 42,608 | 40,420 | 36,379 | 31,666 | |
| 台湾 | 7,457 | 7,871 | 7,974 | 8,502 | 9,409 | 9,430 | 9,437 | 9,243 | 8,849 | |
| インドネシア | 2,969 | 3,198 | 3,205 | 3,481 | 3,758 | 4,692 | 4,930 | 4,947 | 5,315 | |
| マレーシア | 30,840 | 20,313 | 14,511 | 11,525 | 10,390 | 10,141 | 9,989 | 9,701 | 9,651 | |
| シンガポール | 1,914 | 2,342 | 2,600 | 2,850 | 2,946 | 3,027 | 3,084 | 3,178 | 3,302 | |
| ブラジル | 2,210 | 2,603 | 3,104 | 3,763 | 5,026 | 4,334 | 3,288 | 3,266 | 3,578 | |
| その他 | 88,862 | 85,961 | 83,245 | 79,934 | 78,483 | 75,088 | 71,578 | 66,799 | 61,712 | |

| 年月日 | | (人) | | | | | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 国籍・地域 | 14年 1月1日 | 15年 1月1日 | 16年 1月1日 | 17年 1月1日 | 18年 1月1日 | 19年 1月1日 | 20年 1月1日 | 21年 1月1日 | 22年 1月1日 | |
| 総数 | 224,067 | 220,552 | 219,418 | 207,299 | 193,745 | 170,839 | 149,785 | 113,072 | 91,778 | |
| 韓国 | 55,164 | 49,874 | 46,425 | 43,151 | 40,203 | 36,321 | 31,758 | 24,198 | 21,660 | |
| 中国 | 27,582 | 29,676 | 33,522 | 32,683 | 31,074 | 27,698 | 25,057 | 18,385 | 12,933 | |
| タイ | 16,925 | 15,693 | 14,334 | 12,787 | 10,352 | 8,460 | 7,314 | 6,023 | 4,836 | |
| ベトナム | 2,021 | 2,697 | 3,582 | 3,916 | 4,071 | 3,959 | 3,362 | 2,527 | 1,531 | |
| フィリピン | 29,649 | 30,100 | 31,428 | 30,619 | 30,777 | 28,491 | 24,741 | 17,287 | 12,842 | |
| 台湾 | 8,990 | 9,126 | 7,611 | 6,760 | 6,696 | 6,347 | 6,031 | 4,950 | 4,889 | |
| インドネシア | 6,393 | 6,546 | 7,246 | 7,169 | 6,926 | 6,354 | 5,096 | 3,126 | 1,820 | |
| マレーシア | 10,097 | 9,442 | 8,476 | 7,431 | 6,822 | 6,397 | 4,804 | 2,986 | 2,661 | |
| シンガポール | 3,494 | 3,556 | 3,216 | 3,075 | 3,587 | 2,241 | 2,207 | 2,128 | 2,107 | |
| ブラジル | 3,697 | 3,865 | 4,728 | 4,905 | 2,762 | 2,286 | 2,297 | 1,939 | 1,645 | |
| その他 | 60,055 | 59,977 | 58,850 | 54,803 | 50,475 | 42,285 | 37,118 | 29,523 | 24,854 | |

| 年月日 | | (人) | | | | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 国籍・地域 | 23年 1月1日 | 24年 1月1日 | 25年 1月1日 | 26年 1月1日 | 27年 1月1日 | 28年 1月1日 | 29年 1月1日 | 30年 1月1日 | |
| 総数 | 78,488 | 67,065 | 62,009 | 59,061 | 60,007 | 62,818 | 65,270 | 66,498 | |
| 韓国 | 19,271 | 16,927 | 15,607 | 14,233 | 13,634 | 13,412 | 13,265 | 12,876 | |
| 中国 | 10,337 | 7,807 | 7,730 | 8,257 | 8,647 | 8,741 | 8,846 | 9,390 | |
| タイ | 4,264 | 3,714 | 3,558 | 4,391 | 5,277 | 5,959 | 6,507 | 6,768 | |
| ベトナム | 1,221 | 1,014 | 1,110 | 1,471 | 2,453 | 3,809 | 5,137 | 6,760 | |
| フィリピン | 9,329 | 6,908 | 5,722 | 5,117 | 4,991 | 5,240 | 5,082 | 4,933 | |
| 台湾 | 4,774 | 4,571 | 4,047 | 3,557 | 3,532 | 3,543 | 3,887 | 3,784 | |
| インドネシア | 1,265 | 1,037 | 1,073 | 1,097 | 1,258 | 2,228 | 2,222 | 2,076 | |
| マレーシア | 2,442 | 2,237 | 2,192 | 1,819 | 1,788 | 1,763 | 1,761 | 1,784 | |
| シンガポール | 1,789 | 1,586 | 1,304 | 1,079 | 1,066 | 1,055 | 1,046 | 1,034 | |
| ブラジル | 1,536 | 1,290 | 1,075 | 1,013 | 988 | 983 | 959 | 976 | |
| その他 | 22,260 | 19,974 | 18,591 | 17,027 | 16,373 | 16,085 | 16,558 | 16,117 | |

(注) 「中国」には、中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表39 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(注) 各年1月1日現在の不法在留者数を表したものである。

② 在留資格別

平成30年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、29年に引き続き「短期滞在」が4万4,592人と最も多く、全体の67.1%を占めており、以下、「留学」4,100人(6.2%)、「技能実習2号口」3,988人(6.0%)、「日本人の配偶者等」3,092人(4.6%)、「技能実習1号口」2,894人(4.4%)となっている。また、前年と比べ、「短期滞在」が425人(1.0%)、「留学」が293人(7.7%)、「技能実習2号口」が240人(6.4%)、「技能実習1号口」が153人(5.6%)増加したのに対し、「日本人の配偶者等」は195人(5.9%)減少している(図表40)。

図表40 在留資格別不法残留者数の推移

| 在留資格 | | 年月日 | | | | | | |
|------|---|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 平成24年 1月1日 | 25年 1月1日 | 26年 1月1日 | 27年 1月1日 | 28年 1月1日 | 29年 1月1日 | 30年 1月1日 |
| 総 | 数 | 67,065 | 62,009 | 59,061 | 60,007 | 62,818 | 65,270 | 66,498 |
| 短 | 期 | 46,845 | 43,943 | 41,403 | 41,090 | 42,478 | 44,167 | 44,592 |
| 留 | 学 | 3,187 | 2,847 | 2,777 | 2,806 | 3,422 | 3,807 | 4,100 |
| 技 | 能 | 412 | 943 | 1,699 | 2,831 | 3,413 | 3,748 | 3,988 |
| 日 | 本 | 5,060 | 4,291 | 3,719 | 3,709 | 3,433 | 3,287 | 3,092 |
| 技 | 能 | 213 | 645 | 1,089 | 1,799 | 2,439 | 2,741 | 2,894 |
| そ | の | 11,348 | 9,340 | 8,374 | 7,772 | 7,633 | 7,520 | 7,832 |

(注) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件

① 概要

平成29年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万3,686人で、28年と比べ325人増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は4,410人であった。入管法違反者は、平成17年以降、減少の一途であったが、近年、査証免除措置の実施等により、新規入国者が増加し、それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり、3年連続で増加している。

退去強制事由別に見ると、不法残留1万1,502人（84.0%）、資格外活動648人（4.7%）、不法入国577人（4.2%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（図表41）。

国籍・地域別に見ると、中国が3,901人（28.5%）と最も多く、15年連続で最多となっている。次いでベトナム2,931人（21.4%）、タイ2,096人（15.3%）の順となっており、これら上位3か国で全体の65.2%を占めている（図表42）。

図表41 退去強制事由別入管法違反事件の推移

| 退去強制事由 | | 年 | | | | |
|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 11,428 | 10,676 | 12,272 | 13,361 | 13,686 |
| 不 | 法 | 1,128 | 844 | 752 | 599 | 577 |
| 不 | 法 | 199 | 249 | 268 | 238 | 151 |
| 資 | 格 | 493 | 422 | 399 | 511 | 648 |
| 不 | 法 | 8,713 | 8,274 | 9,982 | 11,198 | 11,502 |
| 刑 | 罰 | 430 | 392 | 397 | 432 | 470 |
| そ | の | 465 | 495 | 474 | 383 | 338 |
| 不 | 法 | 7,038 | 6,702 | 7,973 | 9,003 | 9,134 |

図表42 国籍・地域別入管法違反事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 11,428 | 10,676 | 12,272 | 13,361 | 13,686 |
| 中 | 国 | 4,044 | 3,975 | 4,311 | 3,979 | 3,901 |
| ベ | ト | 688 | 953 | 1,643 | 2,273 | 2,931 |
| タ | イ | 604 | 899 | 1,475 | 1,770 | 2,096 |
| フ | ィ | 1,778 | 1,414 | 1,467 | 1,452 | 1,310 |
| イ | ン | 271 | 268 | 507 | 1,059 | 727 |
| 韓 | 国 | 1,336 | 921 | 704 | 599 | 440 |
| ブ | ラ | 422 | 316 | 296 | 268 | 232 |
| ネ | パ | 128 | 113 | 146 | 185 | 198 |
| モ | ン | 113 | 117 | 109 | 169 | 177 |
| ミ | ャ | 60 | 37 | 36 | 46 | 148 |
| そ | の | 1,984 | 1,663 | 1,578 | 1,561 | 1,526 |

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

② 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成29年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注1)は577人(4.2%)であり、28年と比べ22人(3.7%)減少した。過去の推移を見ると、平成15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、フィリピンが117人(20.3%)で最も多く、次いで、イラン115人(19.9%)、中国104人(18.0%)の順となっている(図表43)。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が482人であり、平成28年と比べ6人(1.2%)減少したものの、依然として航空機による不法入国が83.5%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は95人(16.5%)であり、平成28年と比べ16人(14.4%)減少した(図表44, 45)。

図表43 国籍・地域別不法入国事件の推移

| 国籍・地域 | 年 | (人) | | | | |
|--------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総数 | | 1,128 | 844 | 752 | 599 | 577 |
| フィリピン | | 274 | 214 | 166 | 143 | 117 |
| イラン | | 63 | 53 | 64 | 76 | 115 |
| 中国 | | 359 | 262 | 211 | 143 | 104 |
| 韓国 | | 102 | 69 | 50 | 45 | 32 |
| スリランカ | | 32 | 28 | 18 | 13 | 24 |
| パキスタン | | 14 | 8 | 10 | 11 | 24 |
| インドネシア | | 27 | 21 | 27 | 29 | 23 |
| タイ | | 56 | 43 | 31 | 21 | 20 |
| ペルー | | 37 | 29 | 26 | 29 | 20 |
| ベトナム | | 13 | 10 | 34 | 14 | 14 |
| その他 | | 151 | 107 | 115 | 75 | 84 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注1) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表44 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 824 | 640 | 594 | 488 | 482 |
| フ | イ | 262 | 208 | 158 | 138 | 114 |
| イ | ラ | 55 | 48 | 61 | 74 | 108 |
| 中 | 国 | 153 | 112 | 96 | 67 | 48 |
| パ | キ | 13 | 8 | 10 | 11 | 24 |
| ス | リ | 32 | 28 | 18 | 12 | 23 |
| そ | の | 309 | 236 | 251 | 186 | 165 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表45 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-----|-----|-----|----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 304 | 204 | 158 | 111 | 95 |
| 中 | 国 | 206 | 150 | 115 | 76 | 56 |
| 韓 | 国 | 49 | 36 | 28 | 22 | 15 |
| イ | ラ | 8 | 5 | 3 | 2 | 7 |
| フ | イ | 12 | 6 | 8 | 5 | 3 |
| 朝 | 鮮 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| そ | の | 29 | 7 | 4 | 6 | 11 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 不法上陸

平成29年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は151人（1.1%）であり、28年と比べ87人（36.6%）の減少となった（図表46）。

図表46 国籍・地域別不法上陸事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 199 | 249 | 268 | 238 | 151 |
| ス | リ | 14 | 54 | 95 | 39 | 38 |
| ト | ル | 84 | 97 | 90 | 82 | 34 |
| 中 | 国 | 7 | 4 | 6 | 7 | 15 |
| 米 | 国 | 5 | 3 | 2 | 11 | 12 |
| ロ | シ | 19 | 36 | 20 | 16 | 11 |
| イ | ン | 1 | 2 | 2 | 10 | 6 |
| パ | キ | 3 | 4 | 6 | 5 | 6 |
| そ | の | 66 | 49 | 47 | 68 | 29 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 不法残留

平成29年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万1,502人（84.0%）であり、28年と比べ304人（2.7%）増加し、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が3,534人（30.7%）であり、次いでベトナム2,515人（21.9%）、タイ2,017人（17.5%）、フィリピン961人（8.4%）、インドネシア619人（5.4%）の順となっている（**図表47**）。

図表47 国籍・地域別不法残留事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 8,713 | 8,274 | 9,982 | 11,198 | 11,502 |
| 中 | 国 | 3,194 | 3,170 | 3,623 | 3,488 | 3,534 |
| ベ | ト | 562 | 780 | 1,422 | 1,994 | 2,515 |
| タ | イ | 486 | 797 | 1,389 | 1,699 | 2,017 |
| フ | ィ | 1,363 | 1,034 | 1,139 | 1,157 | 961 |
| イ | ン | 236 | 233 | 465 | 935 | 619 |
| 韓 | 国 | 960 | 715 | 559 | 473 | 358 |
| モ | ン | 110 | 112 | 104 | 162 | 160 |
| ネ | パ | 78 | 62 | 63 | 93 | 139 |
| ブ | ラ | 321 | 227 | 227 | 181 | 132 |
| ミ | ャ | 42 | 34 | 26 | 25 | 122 |
| そ | の | 1,361 | 1,110 | 965 | 991 | 945 |

（注） 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成29年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は648人（4.7%）であり、28年と比べ137人（26.8%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが280人（43.2%）で最も多く、次いでフィリピン124人（19.1%）、インドネシア70人（10.8%）の順となっており、これら上位3か国で全体の73.1%を占めている（**図表48**）。

図表48 国籍・地域別資格外活動事件の推移

| 国籍・地域 | 年 | (人) | | | | |
|--------|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 493 | 422 | 399 | 511 | 648 |
| ベトナム | | 52 | 110 | 104 | 154 | 280 |
| フィリピン | | 27 | 24 | 41 | 24 | 124 |
| インドネシア | | 4 | 9 | 10 | 76 | 70 |
| ネパール | | 29 | 34 | 31 | 67 | 47 |
| 中国 | | 176 | 167 | 145 | 91 | 41 |
| タイ | | 14 | 13 | 8 | 8 | 20 |
| ミャンマー | | 7 | 0 | 0 | 17 | 19 |
| モンゴル | | 1 | 2 | 3 | 0 | 15 |
| 韓国 | | 138 | 48 | 35 | 28 | 7 |
| インド | | 12 | 1 | 0 | 4 | 7 |
| その他 | | 33 | 14 | 22 | 42 | 18 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。



入管法違反者摘発風景

③ 不法就労事件

(1) 概況

平成29年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は9,134人（66.7%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定（入管法第24条第3号の4）しており、入国管理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として51か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が2,915人（31.9%）で最も多く、次いでベトナム2,152人（23.6%）、タイ1,855人（20.3%）、フィリピン711人（7.8%）、インドネシア588人（6.4%）の順となっており、これら上位5か国で全体の90.0%を占めている。

なお、ここ数年の推移を見ると、依然として中国が高い割合を占めているが、ベトナム、タイの割合が増加している（[図表49](#)）。

図表49 国籍・地域別不法就労事件の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 7,038 | 6,702 | 7,973 | 9,003 | 9,134 |
| | 男 | 4,356 | 4,160 | 5,167 | 6,093 | 6,120 |
| | 女 | 2,682 | 2,542 | 2,806 | 2,910 | 3,014 |
| 中 | 国 | 2,909 | 2,819 | 3,266 | 3,080 | 2,915 |
| | 男 | 1,943 | 1,869 | 2,166 | 2,130 | 1,982 |
| | 女 | 966 | 950 | 1,100 | 950 | 933 |
| ベトナム | | 461 | 701 | 1,160 | 1,638 | 2,152 |
| | 男 | 312 | 454 | 873 | 1,246 | 1,657 |
| | 女 | 149 | 247 | 287 | 392 | 495 |
| タイ | | 442 | 681 | 1,215 | 1,536 | 1,855 |
| | 男 | 272 | 384 | 699 | 850 | 966 |
| | 女 | 170 | 297 | 516 | 686 | 889 |
| フィリピン | | 968 | 763 | 756 | 830 | 711 |
| | 男 | 394 | 308 | 341 | 426 | 366 |
| | 女 | 574 | 455 | 415 | 404 | 345 |
| インドネシア | | 233 | 231 | 396 | 819 | 588 |
| | 男 | 193 | 193 | 338 | 699 | 514 |
| | 女 | 40 | 38 | 58 | 120 | 74 |
| 韓 | 国 | 866 | 606 | 435 | 359 | 239 |
| | 男 | 311 | 237 | 167 | 167 | 118 |
| | 女 | 555 | 369 | 268 | 192 | 121 |
| モンゴル | | 81 | 101 | 81 | 133 | 146 |
| | 男 | 47 | 72 | 51 | 90 | 95 |
| | 女 | 34 | 29 | 30 | 43 | 51 |
| ネパール | | 97 | 75 | 68 | 95 | 77 |
| | 男 | 78 | 47 | 51 | 76 | 52 |
| | 女 | 19 | 28 | 17 | 19 | 25 |
| スリランカ | | 136 | 119 | 57 | 68 | 53 |
| | 男 | 127 | 112 | 54 | 67 | 48 |
| | 女 | 9 | 7 | 3 | 1 | 5 |
| ペルー | | 107 | 59 | 73 | 62 | 47 |
| | 男 | 73 | 48 | 58 | 46 | 39 |
| | 女 | 34 | 11 | 15 | 16 | 8 |
| ミャンマー | | 42 | 23 | 29 | 31 | 47 |
| | 男 | 30 | 19 | 19 | 22 | 27 |
| | 女 | 12 | 4 | 10 | 9 | 20 |
| その他 | | 696 | 524 | 437 | 352 | 304 |
| | 男 | 576 | 417 | 350 | 274 | 256 |
| | 女 | 120 | 107 | 87 | 78 | 48 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が6,120人（67.0%）、女性が3,014人（33.0%）である。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が2,501人（27.4%）で最も多く、次いで建設作業員1,548人（16.9%）、工員1,411人（15.4%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は農業従事者が最も多く、次いで建設作業員、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いで工員、ホステス等接客業の順となっている（図表50）。

図表50 就労内容別不法就労事件の推移

| 就労内容 | | 年 | | | | |
|-------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 7,038 | 6,702 | 7,973 | 9,003 | 9,134 |
| | 男 | 4,356 | 4,160 | 5,167 | 6,093 | 6,120 |
| | 女 | 2,682 | 2,542 | 2,806 | 2,910 | 3,014 |
| 農 業 従 事 者 | | 695 | 946 | 1,744 | 2,215 | 2,501 |
| | 男 | 507 | 632 | 1,113 | 1,438 | 1,585 |
| | 女 | 188 | 314 | 631 | 777 | 916 |
| 建 設 作 業 者 | | 1,151 | 1,336 | 1,638 | 1,713 | 1,548 |
| | 男 | 1,144 | 1,323 | 1,622 | 1,697 | 1,529 |
| | 女 | 7 | 13 | 16 | 16 | 19 |
| 工 員 | | 1,301 | 1,230 | 1,342 | 1,410 | 1,411 |
| | 男 | 895 | 769 | 857 | 1,008 | 942 |
| | 女 | 406 | 461 | 485 | 402 | 469 |
| そ の 他 の 労 務 作 業 者 | | 580 | 525 | 686 | 1,076 | 1,059 |
| | 男 | 440 | 424 | 543 | 837 | 811 |
| | 女 | 140 | 101 | 143 | 239 | 248 |
| そ の 他 の サ ー ビ ス 業 従 事 者 | | 452 | 413 | 425 | 453 | 495 |
| | 男 | 161 | 127 | 118 | 127 | 152 |
| | 女 | 291 | 286 | 307 | 326 | 343 |
| ホ ス テ ス 等 接 客 業 | | 837 | 629 | 523 | 482 | 369 |
| | 男 | 80 | 41 | 33 | 27 | 25 |
| | 女 | 757 | 588 | 490 | 455 | 344 |
| そ の 他 | | 2,022 | 1,623 | 1,615 | 1,654 | 1,751 |
| | 男 | 1,129 | 844 | 881 | 959 | 1,076 |
| | 女 | 893 | 779 | 734 | 695 | 675 |

(5) 稼働場所（都道府県）別

46都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、平成28年に引き続き、茨城県が2,213人（24.2%）で最も多く、次いで千葉県1,505人（16.5%）、東京都1,184人（13.0%）、愛知県811人（8.9%）、埼玉県765人（8.4%）の順となっている（図表51）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で6,761人（74.0%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,314人（14.4%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の88.4%（8,075人）と高い割合を占めている。

図表51 稼働場所別不法就労事件の推移

| 都道府県 | | 年 | | | | |
|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 7,038 | 6,702 | 7,973 | 9,003 | 9,134 |
| 茨 | 城 | 752 | 1,047 | 1,714 | 2,038 | 2,213 |
| 千 | 葉 | 945 | 955 | 1,238 | 1,559 | 1,505 |
| 東 | 京 | 1,389 | 1,175 | 1,086 | 1,187 | 1,184 |
| 愛 | 知 | 954 | 794 | 757 | 891 | 811 |
| 埼 | 玉 | 539 | 460 | 595 | 716 | 765 |
| 群 | 馬 | 243 | 155 | 451 | 453 | 453 |
| 神 | 奈 | 680 | 656 | 638 | 602 | 446 |
| 大 | 阪 | 366 | 273 | 252 | 226 | 294 |
| 栃 | 木 | 137 | 109 | 193 | 224 | 195 |
| 長 | 野 | 89 | 64 | 119 | 170 | 169 |
| そ | の | 944 | 1,014 | 930 | 937 | 1,099 |

(人)

④ 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。



違反審判風景

平成29年における違反審査の受理件数は1万4,407件であり、28年に引き続き増加している（[図表52](#)）。

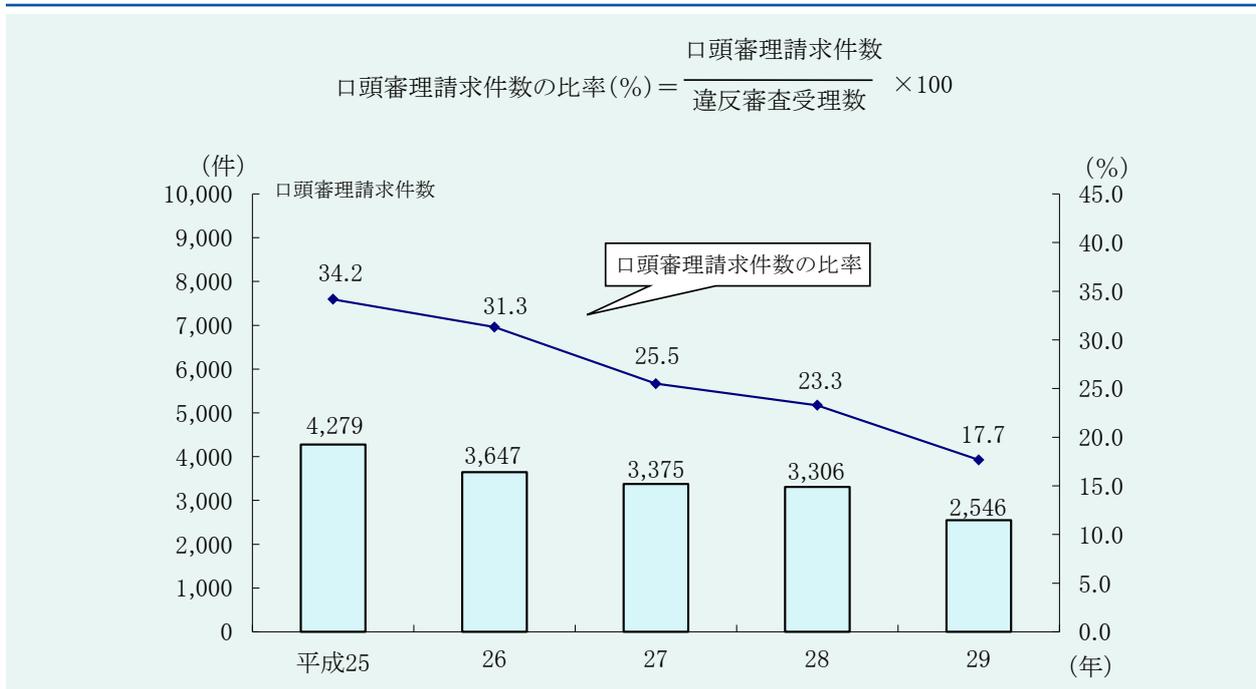
図表52 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

| 区分 | | 年 | | | | |
|----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 違反 審査 | 受理 | 12,523 (793) | 11,645 (670) | 13,233 (594) | 14,198 (484) | 14,407 (414) |
| | 既非該当 | 5 | 0 | 5 | 3 | 2 |
| | 退去強制令書発付 | 4,729 | 4,482 | 5,409 | 6,008 | 6,723 |
| | 口頭審理請求 | 4,279 | 3,647 | 3,375 | 3,306 | 2,546 |
| | 済出国命令書交付 | 2,478 | 2,592 | 3,573 | 4,101 | 4,423 |
| 未済, その他 | 1,032 | 924 | 871 | 780 | 713 | |
| 口頭 審理 | 受理 | 4,942 (582) | 4,282 (527) | 3,871 (476) | 3,945 (568) | 3,273 (653) |
| | 既非該当 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 退去強制令書発付 | 96 | 74 | 77 | 145 | 159 |
| | 異議申出 | 4,226 | 3,596 | 3,163 | 3,078 | 2,522 |
| | 済出国命令書交付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 未済, その他 | 620 | 612 | 630 | 722 | 591 | |
| 裁決 | 受理 | 4,776 (505) | 3,936 (297) | 3,526 (357) | 3,478 (376) | 3,352 (818) |
| | 既理由あり | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 理由なし | 4,428 | 3,544 | 3,110 | 2,588 | 2,415 |
| | 済出国命令書交付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 未済, その他 | 347 | 391 | 416 | 889 | 936 |

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成29年における違反審査後の口頭審理請求件数は2,546件で、違反審査受理数の17.7%に当たり、28年と比べ760件（23.0%）減少している（[図表52](#)、[53](#)）。

図表53 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、平成29年は2,522件で、28年と比べ556件（18.1%）減少している（[図表52](#)）。

(2) 退去強制令書の発付

平成29年における退去強制令書の発付件数は8,130件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が5,872件で、全体に占める割合は72.2%、不法入国の割合は6.2%となっている（[図表54](#)）。

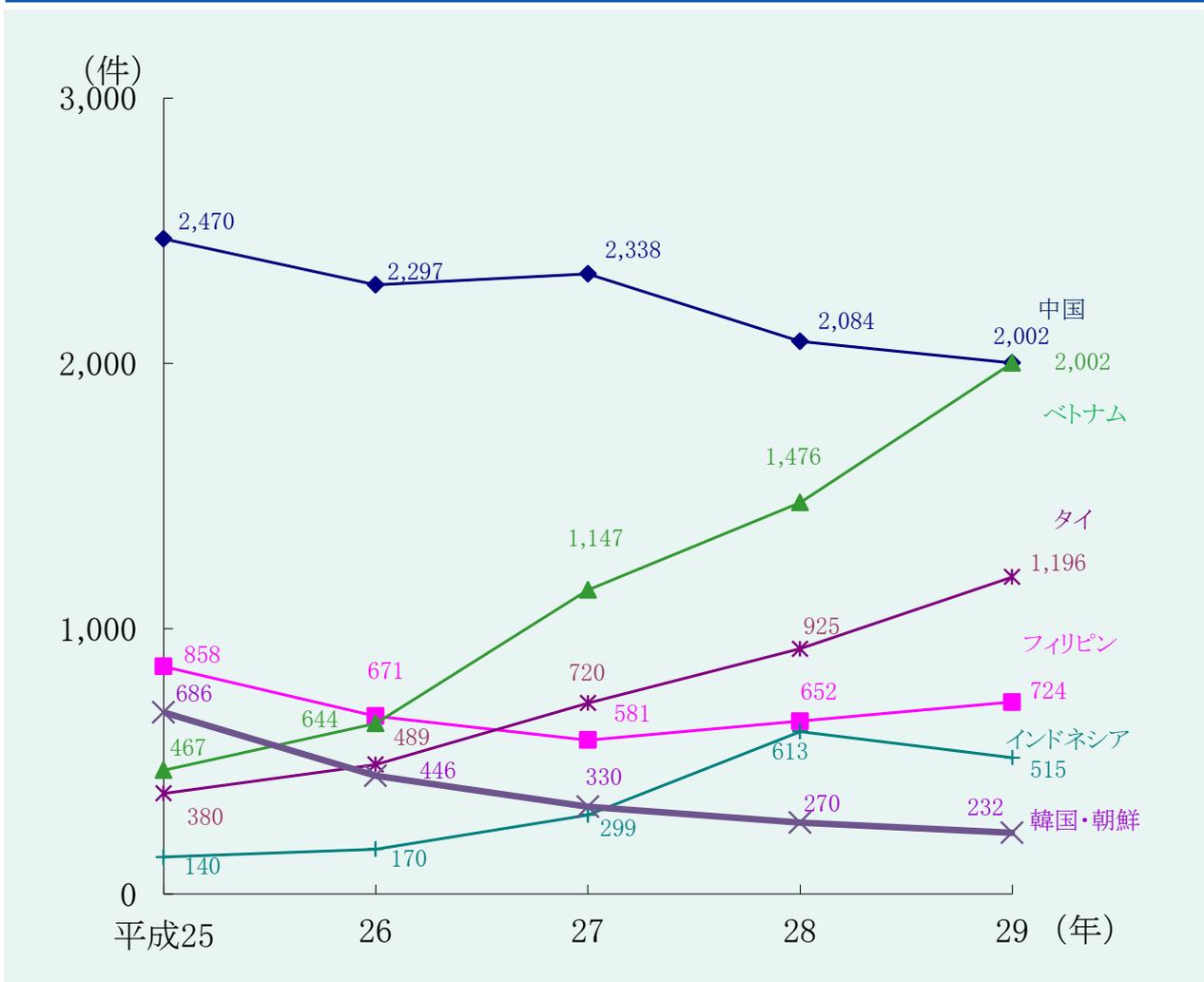
図表54 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

| 退去強制事由 | 年 | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | | 6,425 | 5,821 | 6,589 | 7,241 | 8,130 |
| 不法残留 | | 3,907 | 3,574 | 4,218 | 4,981 | 5,872 |
| 不法入国 | | 1,001 | 733 | 638 | 495 | 503 |
| 不法上陸 | | 164 | 160 | 223 | 233 | 140 |
| 資格外活動 | | 491 | 405 | 374 | 497 | 644 |
| 刑罰法令違反 | | 501 | 404 | 472 | 428 | 411 |
| その他 | | 361 | 545 | 664 | 607 | 560 |

また、国籍・地域別に見ると、中国とベトナムが2,002件（それぞれ24.6%）、タイ1,196件（14.7%）となっている（[図表55](#)）。

図表55 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

平成29年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は922件で、28年と比べて569件（38.2%）の減少となった。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は822件で、28年と比べ338件（29.1%）減少している（[図表56](#)）。

図表56 仮放免許可件数の推移

| 令書の種類 | 年 | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 収容令書によるもの | 1,510 | 1,293 | 1,293 | 1,491 | 922 |
| 退去強制令書によるもの | 1,271 | 926 | 1,063 | 1,160 | 822 |

(4) 在留特別許可

平成29年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,255件であり、28年と比べ297件(19.1%)減少している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成29年は不法残留が868件(69.2%)、不法入国・不法上陸が128件(10.2%)となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の79.4%を占めている(図表57)。

図表57 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

| | | (件) | | | | |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年 | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 退去強制事由 | 数 | | | | | |
| 総 | 数 | 2,840 | 2,291 | 2,023 | 1,552 | 1,255 |
| 不 | 法 | | | | | |
| 残 | 留 | 2,161 | 1,643 | 1,504 | 1,106 | 868 |
| 不 | 法 | | | | | |
| 入 | 国 | 270 | 223 | 155 | 130 | 128 |
| ・ | 不 | | | | | |
| 法 | 上 | | | | | |
| 陸 | | | | | | |
| 刑 | 罰 | 409 | 425 | 364 | 316 | 259 |
| 法 | 令 | | | | | |
| 違 | 反 | | | | | |
| 等 | | | | | | |

平成29年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、フィリピン270件(21.5%)、中国210件(16.7%)、韓国・朝鮮125件(10.0%)、ベトナム101件(8.0%)、タイ72件(5.7%)となっている(図表58)。

図表58 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

| | | (件) | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年 | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 国籍・地域 | 数 | | | | | |
| 総 | 数 | 2,840 | 2,291 | 2,023 | 1,552 | 1,255 |
| フ | ィ | 758 | 581 | 517 | 413 | 270 |
| リ | ピ | | | | | |
| ン | | | | | | |
| 中 | 国 | 422 | 421 | 393 | 284 | 210 |
| 韓 | 国 | 400 | 286 | 222 | 166 | 125 |
| ・ | 朝 | | | | | |
| 鮮 | | | | | | |
| ベ | ト | 98 | 100 | 84 | 84 | 101 |
| ナ | ム | | | | | |
| タ | イ | 140 | 93 | 104 | 79 | 72 |
| そ | の | 1,022 | 810 | 703 | 526 | 477 |
| 他 | | | | | | |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

⑤ 送還の概況

平成29年中の被送還者数は8,145人であり、28年と比べ1,131人（16.1%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが2,038人（25.0%）で最も多く、次いで中国1,954人（24.0%）、タイ1,224人（15.0%）、フィリピン705人（8.7%）、インドネシア549人（6.7%）の順となっている（[図表59](#)）。

図表59 国籍・地域別被送還者数の推移

| 国籍・地域 | 年 | (人) | | | | |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 5,790 | 5,542 | 6,174 | 7,014 | 8,145 |
| ベトナム | | 432 | 627 | 1,064 | 1,412 | 2,038 |
| 中国 | | 2,284 | 2,282 | 2,296 | 2,058 | 1,954 |
| タイ | | 400 | 483 | 707 | 914 | 1,224 |
| フィリピン | | 796 | 616 | 593 | 618 | 705 |
| インドネシア | | 134 | 159 | 287 | 561 | 549 |
| 韓国 | | 665 | 456 | 328 | 288 | 248 |
| ネパール | | 64 | 48 | 82 | 113 | 196 |
| スリランカ | | 93 | 123 | 69 | 115 | 127 |
| ミャンマー | | 51 | 44 | 28 | 80 | 114 |
| モンゴル | | 49 | 51 | 49 | 84 | 96 |
| その他 | | 822 | 653 | 671 | 771 | 894 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表60 送還方法別被送還者数の推移

| 送還方法 | | 年 | | | | |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 5,790 | 5,542 | 6,174 | 7,014 | 8,145 |
| 自 | 費 | 5,382 | 5,228 | 5,853 | 6,575 | 7,622 |
| 出 | 国 | | | | | |
| 入 | 管 | 54 | 47 | 49 | 63 | 68 |
| 法 | 第 | | | | | |
| 第 | 59 | | | | | |
| 条 | による | | | | | |
| 送 | 還 | | | | | |
| 国 | 費 | 208 | 203 | 206 | 308 | 385 |
| 送 | 還 | | | | | |
| (| 個 | | | | | |
| 別 | 送 | | | | | |
| 還 |) | | | | | |
| 国 | 費 | 121 | 32 | 22 | 30 | 43 |
| 送 | 還 | | | | | |
| (| 集 | | | | | |
| 団 | 送 | | | | | |
| 送 | 還 | | | | | |
|) | | | | | | |
| そ | の | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 他 | | | | | | |
| 国 | 際 | 25 | 32 | 43 | 38 | 27 |
| 受 | 刑 | | | | | |
| 者 | 移 | | | | | |
| 送 | 送 | | | | | |
| 条 | 約 | | | | | |

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

(注2) 「その他」は、被送還者の本国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は7,622人(93.6%)であり、平成28年と比べ1,047人(15.9%)増加している(図表60, 61)。

なお、入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表61 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 5,382 | 5,228 | 5,853 | 6,575 | 7,622 |
| ベ | ト | 424 | 608 | 1,046 | 1,358 | 1,968 |
| ナ | ム | | | | | |
| 中 | 国 | 2,263 | 2,257 | 2,262 | 2,015 | 1,912 |
| タ | イ | 339 | 467 | 699 | 909 | 1,185 |
| フ | ィ | 680 | 578 | 555 | 578 | 653 |
| リ | ピ | | | | | |
| ン | ン | | | | | |
| イ | ン | 130 | 154 | 277 | 552 | 530 |
| ド | ネ | | | | | |
| ネ | シ | | | | | |
| シ | ア | | | | | |
| ア | | | | | | |
| 韓 | 国 | 652 | 448 | 311 | 267 | 229 |
| ネ | パ | 61 | 45 | 64 | 96 | 178 |
| パ | ー | | | | | |
| ー | ル | | | | | |
| ミ | ャ | 50 | 44 | 28 | 78 | 106 |
| ン | マ | | | | | |
| マ | ー | | | | | |
| ス | リ | 86 | 91 | 67 | 77 | 98 |
| ス | ラ | | | | | |
| ラ | ン | | | | | |
| カ | カ | | | | | |
| モ | ン | 48 | 49 | 49 | 81 | 92 |
| ン | ゴ | | | | | |
| ゴ | ル | | | | | |
| そ | の | 649 | 487 | 495 | 564 | 671 |
| 他 | | | | | | |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者、疾患を有する者等がいるが、これらの者のうち、平成29年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は428人（5.3%）であり、28年と比べ90人（26.6%）増加している。

なお、平成29年中は、より安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により43人を送還している（[図表60](#)）。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない^(注1)が、その数は、平成29年中は68人（0.8%）であり、28年と比べ5人（7.9%）増加している（[図表60](#)）。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

平成29年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は4,410人で、入管法違反者数全体の32.2%を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が1,714人（38.9%）で最も多く、次いでベトナム867人（19.7%）、タイ839人（19.0%）、フィリピン289人（6.6%）、インドネシア240人（5.4%）の順となっており、これら上位5か国で全体の89.5%を占めている（[図表62](#)）。

図表62 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

| 国籍・地域 | 年 | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 数 | 2,479 | 2,587 | 3,571 | 4,094 | 4,410 |
| 中 国 | 1,261 | 1,283 | 1,660 | 1,695 | 1,714 |
| ベ ト ナ ム | 120 | 196 | 387 | 629 | 867 |
| タ イ | 135 | 310 | 641 | 765 | 839 |
| フ ィ リ ピ ン | 241 | 225 | 299 | 322 | 289 |
| イ ン ド ネ シ ア | 102 | 81 | 187 | 257 | 240 |
| 韓 国 | 293 | 214 | 169 | 154 | 116 |
| モ ン ゴ ル | 46 | 60 | 50 | 70 | 77 |
| ミ ャ ン マ ー | 16 | 11 | 10 | 7 | 50 |
| ネ パ ー ル | 23 | 15 | 13 | 23 | 49 |
| 米 国 | 26 | 25 | 13 | 17 | 18 |
| そ の 他 | 216 | 167 | 142 | 155 | 151 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注1) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成29年における出国命令事件の受理件数は4,410件であり，違反審査受理件数全体の30.6%に当たり，28年と比べ316件（7.7%）増加している。

出国命令対象者については，自ら出国を希望して出頭しているものであることから，入国警備官からの引継ぎ後，特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成29年に出国命令書を交付した件数は4,423件であった。

これを国籍・地域別に見ると，中国が1,721件で最も多く全体の38.9%を占めており，次いでベトナム872件（19.7%），タイ841件（19.0%），フィリピン288件（6.5%），インドネシア236件（5.3%）の順となっており，上位5か国で全体の89.5%を占めている（[図表63](#)）。

図表63 国籍・地域別出国命令書の交付状況

| 国籍・地域 | | 年 | | | | |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 総 | 数 | 2,478 | 2,592 | 3,573 | 4,101 | 4,423 |
| 中 | 国 | 1,259 | 1,282 | 1,662 | 1,701 | 1,721 |
| ベ | ト | 118 | 203 | 387 | 627 | 872 |
| タ | イ | 135 | 310 | 641 | 766 | 841 |
| フ | ィ | 241 | 224 | 298 | 326 | 288 |
| イ | ン | 102 | 81 | 188 | 256 | 236 |
| 韓 | 国 | 294 | 214 | 169 | 154 | 117 |
| モ | ン | 46 | 59 | 51 | 69 | 78 |
| ネ | パ | 23 | 15 | 13 | 23 | 50 |
| ペ | ル | 27 | 11 | 16 | 20 | 13 |
| ブ | ラ | 13 | 9 | 9 | 17 | 13 |
| そ | の | 220 | 184 | 139 | 142 | 194 |

(注) 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様，出国する空海港において出国の証印を受けるとともに，入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成29年に我が国において難民認定申請を行った者は1万9,629人であり、28年に比べ8,728人（80.1%）増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった（[図表64](#)）。

図表64 難民認定申請数の推移

| 年 | （人） | | | | |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 平成 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 申請数 | 3,260 | 5,000 | 7,586 | 10,901 | 19,629 |

申請者の国籍・地域は82か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にフィリピン4,895人（24.9%）、ベトナム3,116人（15.9%）、スリランカ2,226人（11.3%）、インドネシア2,038人（10.4%）、ネパール1,451人（7.4%）、トルコ1,195人（6.1%）、ミャンマー962人（4.9%）、カンボジア772人（3.9%）、インド601人（3.1%）、パキスタン469人（2.4%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留が1万8,716人（95.3%）、非正規在留が913人（4.7%）となっている。

なお、申請者の8.0%に当たる1,563人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は1,192人（うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は59.2%）、非正規在留者は371人となっている。

② 難民認定申請の処理

平成29年における難民認定申請の処理は1万1,367人であり、28年に比べ3,174人（38.7%）増加している。その内訳は、難民と認定した者19人^{（注）}、難民と認定しなかった者9,736人、申請を取り下げた者等1,612人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国

（注） 審査請求の結果認定された者の数については、後記第2節2参照。

管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成29年は45人が在留を認められている（図表65）。

図表65 庇護数の推移

| 区分 | | 年 | | | | | |
|--------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 昭和53～ 平成24年 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 難 民 | 認定難民 | 616 | 6 | 11 | 27 | 28 | 20 |
| | 定住難民 | 11,364 | 18 | 23 | 19 | 18 | 29 |
| その他の庇護 | | 2,106 | 151 | 110 | 79 | 97 | 45 |
| 合計 | | 14,086 | 175 | 144 | 125 | 143 | 94 |

（注1） 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された数を含む。）。

（注2） 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

（注3） 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成29年における仮滞在許可者は35人で、28年に比べ23人（39.7%）減少している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は784人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…426人
- ② 逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があること…330人
- ③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…214人

である^{（注）}。

（注） 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節 審査請求

① 審査請求

平成29年に難民の認定をしない処分（以下「難民不認定処分」という。）に対する審査請求（異議申立てを含む。以下同じ。）^{（注）}を行った者は8,530人であり、28年と比べ3,333人（64.1%）増加している（[図表66](#)）。

図表66 難民不認定処分等に対する審査請求数及び処理状況の推移

| 区分 | | 年 | | | | | | | | | | | | (人) |
|-------------|------|-------------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 昭和57 ～ 平成18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 総数 |
| 難民不認定 | | 3,162 | 446 | 791 | 1,703 | 1,336 | 2,002 | 2,083 | 2,499 | 2,906 | 3,411 | 7,492 | 9,736 | 37,567 |
| 審査請求 | | 2,202 | 362 | 429 | 1,156 | 859 | 1,719 | 1,738 | 2,408 | 2,533 | 3,120 | 5,197 | 8,530 | 30,253 |
| 裁 決 等 | 理由あり | 44 | 4 | 17 | 8 | 13 | 14 | 13 | 3 | 5 | 8 | 2 | 1 | 132 |
| | 理由なし | 1,552 | 183 | 300 | 230 | 325 | 635 | 790 | 921 | 1,171 | 1,763 | 2,112 | 3,084 | 13,066 |
| | 取下げ等 | 328 | 34 | 34 | 70 | 113 | 231 | 193 | 211 | 344 | 504 | 822 | 1,306 | 4,190 |

（注1） 審査請求数と異議申立て数を合わせて審査請求数としている。なお、昭和57～平成17には、異議申立てに読み替えられた異議の申出数が含まれる。

（注2） 審査請求に対する裁決数と異議申立てに対する決定数を合わせて裁決等としている。なお、昭和57～平成17には、異議申立てに読み替えられた異議の申出に対する決定数が含まれる。

② 審査請求の処理

平成29年における審査請求の処理は4,391人であり、28年に比べ1,455人（49.6%）増加している。その内訳は、審査請求に理由があるとされた者（難民と認定された者）1人（前年2人）、理由がないとされた者3,084人（前年2,112人）、審査請求を取り下げた者等1,306人（前年822人）であった（[図表66](#)）。

第3節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間（平成25年から29年まで）に489件の申請があり、10件許可している。

（注） 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設され、難民審査参与員制度が創設されたところ、同法施行以前になされた「異議の申出」は、施行後に「異議申立て」に読み替えられた。

その後、平成28年4月1日、改正行政不服審査法及び改正入管法の施行に伴い、同年3月31日までに通知された難民不認定処分等に対して不服がある場合は「異議申立て」、同年4月1日以降に通知された難民不認定処分等に対して不服がある場合は「審査請求」を行うこととなったため、現在、「異議申立て」と「審査請求」の手続が併存する状態となっている。

コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声） （名古屋入国管理局難民調査部門：亀井 かおり）

私たち難民調査官は、難民認定に必要な事実の調査等のため法務大臣から指定された入国審査官です。難民調査官は難民認定申請者に対してインタビューを行い、主張内容を詳細に聴取し、必要があれば、関係人に出頭を求め、公私の団体に対して必要な事項の報告を求めるとともに、出身国情報等の調査をする役割を担っています。

申請者の国籍は多岐にわたり、言語や文化も異なることから、インタビューでは、申請者の反応や様子に細心の注意を払いながら、できる限り端的で分かりやすい質問をして、本国において経験した出来事などをありのまま話してもらえよう、緊張を解きほぐし、リラックスした雰囲気の中で行うよう心掛けています。

申請者の話を正しく理解するためには、宗教、政治、人種などに関する専門的知識が必要であり、また、出身国の地理や文化などを理解することも重要であることから、常日頃から各国の文献等の資料を収集したり、最新の世界情勢に注目し、把握するよう努めています。

我が国の難民認定申請数は、近年、増加の一途を辿っており、平成29年の申請数は、1万9,629人（前年比約80%増）となり、過去最多となっています。それに伴い、借金を理由とする申請など、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない濫用・誤用的な申請も急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっていることから、難民認定制度の適正化を図るため、難民認定制度の運用の見直しが行われているところです。

このような状況において、真に庇護を必要とする者の迅速かつ確実な保護を図るため、私たち難民調査官には、膨大な申請者の中から、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる者を見極め、迅速かつ的確な調査をすることが求められています。

これからも難民調査官としての職責を自覚し、難民を迅速に保護できるよう、日々、難民調査の技術の向上に励んでいきたいと思っています。



難民調査官

第7章 人身取引対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引対策

① 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、平成16年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、平成30年5月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第4回会合を開催するなど、現在、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、入国管理局においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

② 人身取引被害者の保護

入国管理局では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

入国管理局が平成29年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は20人（前年21人）となっており、国籍・地域別の内訳は、フィリピン10人（前年5人）、タイ8人（前年9人）、ベトナム1人（前年0人）及びモンゴル1人（前年0人）となっている。

なお、被害者20人のうち、在留資格を有していた者は10人（前年11人）、不法残留等入管法違反となっていた者は10人（前年10人）であり、入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（[図表67](#)）。

被害者数は、入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人を保護した後大幅に減少し、ここ数年は20人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（[図表68](#)）。

図表67 人身取引被害者数（平成29年）

| 国籍・地域 | 内訳 | 人身取引の被害者 | | 合計 |
|-------|----|-------------|----------------------|----|
| | | 在留資格を有していた者 | 入管法違反者 (うち在留特別許可) | |
| フィリピン | | 9 | 1(1) | 10 |
| タイ | | 0 | 8(8) | 8 |
| ベトナム | | 1 | 0(0) | 1 |
| モンゴル | | 0 | 1(1) | 1 |
| 総数 | | 10 | 10(10) | 20 |

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。

日本人の配偶者等 8人
 技能実習1号口 1人
 留学 1人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。

不法入国 1人
 不法残留 9人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。

短期滞在 9人

図表68 人身取引被害者数の推移

| 被害者数・内訳 | 年 | | | | | |
|----------------------|--------|------|------|--------|--------|--------|
| | 平成17 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 人身取引被害者総数 | 115 | 12 | 9 | 26 | 21 | 20 |
| 在留資格を有していた者 | 68 | 8 | 5 | 15 | 11 | 10 |
| 入管法違反者 (うち在留特別許可) | 47(47) | 4(4) | 4(4) | 11(11) | 10(10) | 10(10) |

③ 人身取引加害者の退去強制^(注)

平成26年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところ、29年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した外国人は1人（前年2人）であり、その国籍はタイとなっている。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者保護

① 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体を保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」^(注)を踏まえ、入国管理局では、同年7月に独自に措置要領を制定しており、DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成29年中に、在留審査手続の過程等において把握した外国人DV被害者は94人であった（[図表69, 70](#)）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可等を行った。

(注) 平成26年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表69 DV被害者把握状況（平成29年）

| 認知状況 | | | | | | (人) |
|---------|--|--------|--------|------|-----|-----|
| 国籍・地域 | | 在留審査手続 | 退去強制手続 | 相談のみ | その他 | 合計 |
| フィリピン | | 35 | 2 | 9 | 0 | 46 |
| 中国 | | 12 | 0 | 5 | 0 | 17 |
| 韓国 | | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| タイ | | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| ブラジル | | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| インドネシア | | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| バングラデシュ | | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| ベトナム | | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| インド | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ギニア | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| スリランカ | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| セネガル | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| チェコ | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| トルコ | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| パキスタン | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| ペルー | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ルーマニア | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ロシア | | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 総数 | | 70 | 2 | 22 | 0 | 94 |

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）を含まない。

図表70 地方入国管理局別DV事案の認知被害者数の推移

| 地方局 | | | | | | | | | | (人) |
|------|--|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年 | | 札幌局 | 仙台局 | 東京局 | 名古屋局 | 大阪局 | 広島局 | 高松局 | 福岡局 | 計 |
| 平成27 | | 1 | 1 | 18 | 39 | 18 | 9 | 0 | 9 | 95 |
| 平成28 | | 0 | 4 | 12 | 20 | 10 | 5 | 2 | 11 | 64 |
| 平成29 | | 0 | 1 | 42 | 22 | 11 | 8 | 0 | 10 | 94 |